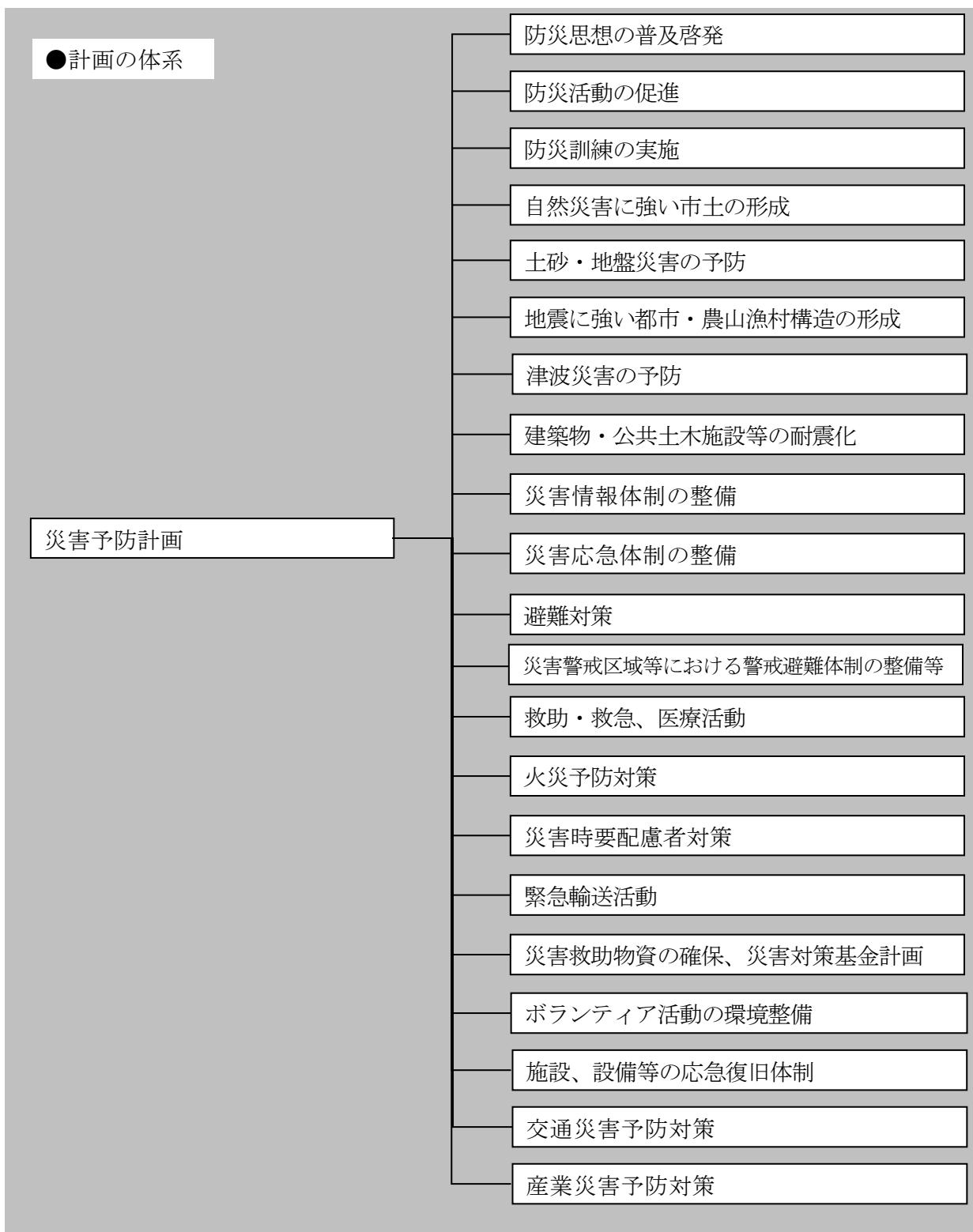


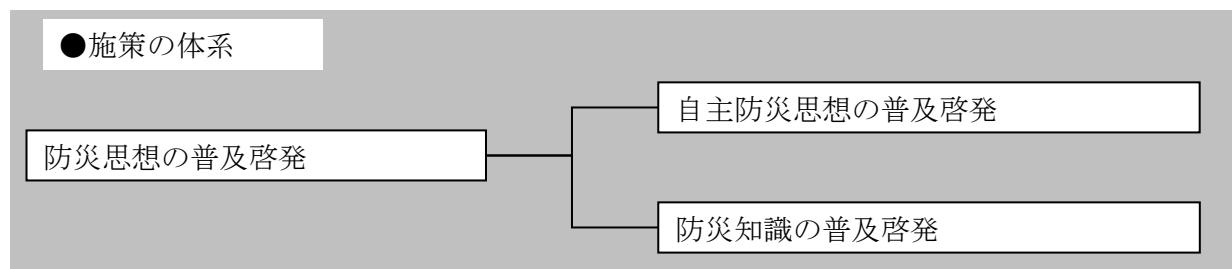
第2編 災害予防計画

本編は、風水害、地震災害等のあらゆる災害に対して強いまちづくりをめざし、防災知識の普及啓発、防災組織の整備、防災教育計画等の体制の整備、災害に対する意識の向上、施設の整備等の多方面から予防対策を講じることにより、災害による被害の防止、軽減を図るものとする。



第1章 防災思想の普及啓発

災害による被害を最小限に止めるためには、市、県及び防災関係機関による各種の災害対策の推進とともに、市民一人ひとりが自らの生命と財産を自分で守る心構え、行動が求められる。このため、市、県及び防災関係機関は、市民に対し、災害に関する防災知識を啓発指導する必要があり、普及啓発を推進する。



第1節 自主防災思想の普及啓発

市の主な担当	危機管理課、消防本部
--------	------------

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自分の身の安全を守るよう行動することが重要である。

市民は、近隣住民と協力し初期消火を行うとともに、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の避難行動要支援者を助け、避難施設においては、避難所運営に自ら協力し活動する。また、市、県、国及び防災関係機関が行っている防災活動に対する協力などが求められる。このため、市及び県等は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとする。

第2節 防災知識の普及啓発

市の主な担当	危機管理課、広報戦略課、学校教育課、生涯学習課、消防本部
--------	------------------------------

防災対策を円滑に実施するため、市職員をはじめとした防災関係職員の研修を行う。また、学校教育、生涯学習等における防災教育の充実を図るとともに、一般住民に対しては、災害に対する正しい知識の普及啓発を図る。

第1 市職員に対する教育

市職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えについて、研修会、講習会、見学、避難所運営等マニュアルの作成等を実施する。

実施する内容は、次のものとする。

- ・災害に対する基礎知識
- ・市防災計画に示す災害対策
- ・特別警報、警報及び注意報発表時及び発災時に、具体的にとるべき行動に関する知識
- ・職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達）
- ・家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策
- ・災害対策の課題その他必要な事項

本庁各部及び各総合支所は、所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行うものとする。

第2 児童・生徒等に対する教育

市・市教育委員会は、児童・生徒等に対する防災教育に関する指導計画の作成と、その実施を指導する。

- 1 学級活動（ホームルーム）、学校行事等教育活動全体を通じて災害の基礎的な知識、災害発生時の対策等の指導を行う。
- 2 特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行う。
- 3 中・高等学校の生徒を対象に、応急手当の習得のための指導を行う。

第3 市民に対する普及啓発

特別警報、警報及び注意報発表時及び発災時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識や防災対応について、イベントの開催、「広報いわくに」等広報紙、パンフレット、ポスター及びホームページ・報道媒体を活用した普及啓発を実施する。

なお、普及啓発にあたっては、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じるほか、防災の日を設定し重要な取り組みを行うとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用も図る。

また、「岩国市防災学習館」を活用し、市民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る。

1 家庭での予防・安全対策

- ・2～3日分の食料、飲料水等の備蓄
- ・非常持出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・家具等の転倒防止対策
- ・消火器、ガスマイコンメーターの普及

2 様々な条件下でとるべき行動

- ・家庭内、路上、自動車運転中などで災害発生時にとるべき行動
- ・通勤帰宅時にとるべき行動
- ・避難勧告・指示でとるべき行動

3 緊急避難場所、避難所での行動

- ・緊急避難場所、避難所運営への協力
- ・要配慮者への支援
- ・健康の自己管理チェック

4 災害時の家庭内の連絡体制の確保

- ・連絡先リストの作成
- ・集合場所の確認

5 その他予防・安全対策

- ・災害の基礎的知識
- ・市の防災対策
- ・津波、浸水、山・がけ崩れ、危険予想地域の現況
- ・避難場所、避難路その他避難対策
- ・住宅の耐震診断と補強
- ・応急手当等看護の知識
- ・近隣の要配慮者対応
- ・緊急地震速報利用の心得など

第4 各種団体等に対する普及啓発

市・市教育委員会は、各種団体等に対する普及啓発を促進する。

1 女性団体、P T A、青少年団体、高齢者団体、その他の団体を対象とした各種研究会集会等を通じて、防災に関する知識の普及啓発を図る。

なお、啓発にあたっては各団体の性格等を考慮した内容に配慮して行う。

2 各種団体が開催する研修会、講習会において防災について取り入れるよう要請し、防災思想の普及啓発を促進する。

第5 生涯学習における防災教育

公民館活動等における研修、集会、講座などの機会を通じ、特に以下の内容に関する知識の普及に努める。

- ・各人の生活圏に存在する災害時の危険と避難誘導方法
 - ・防災訓練等への参加により救助救急活動、応急手当、出火防止・初期消火の方法について体験する機会を設ける。また、防災関係機関、施設及び防災展等の見学を行う。
 - ・その他の生涯学習の機会を捉え知識の普及に努める。
- 母子検診等の機会における乳幼児をとりまく危険と保護者の役割について
生涯学習講座において高齢化社会における安心・安全な暮らし方について

第6 事業所等に対する指導

事業所等の職場内における防災体制を確立するため、あらゆる機会を利用して防災教育の徹底を図るよう努める。

第7 避難場所の見直しの実施

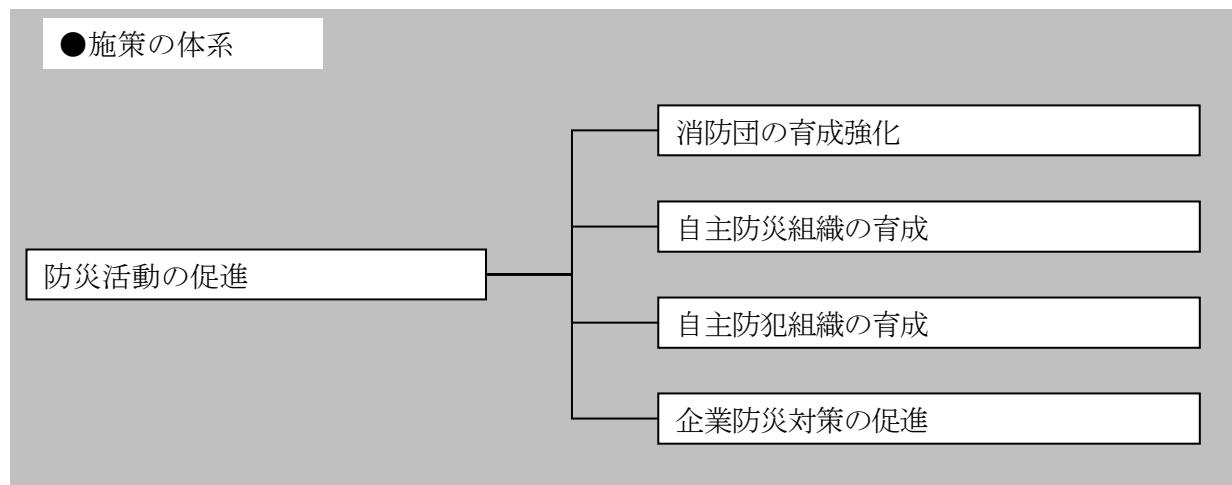
地域の防災的見地から、避難場所を見直し、災害時の避難所運営マニュアル等を作成し、住民の安全確保に努めるものとする。

第8 防災関係機関の活動

防災関係機関においては、市及び県に準じて職員に対する防災教育を実施する。

第2章 防災活動の促進

地域社会の安全確保は、市、県及び防災関係機関の活動だけでなく、地域の消防防災活動の中核となる消防団や地域住民による自主防災組織の体制整備が図られて、はじめてその目的が達成できる。特に、大規模災害発生時においては、これらの消防組織と消防、警察、自衛隊等の救助活動部隊が一体となることにより、消火活動、救助活動、また、避難者の誘導、避難者への各種救援活動等に大きな成果が期待できる。このため、消防団及び自主防災組織等の育成強化を図る。



第1節 消防団の育成強化

市の主な担当	危機管理課、消防本部
--------	------------

消防団は地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしており、発災時における初期対策等消防防災活動に大きな期待が寄せられていることから、消防団の活性化を推進し、その育成強化を図っていく必要がある。

- ・市の状況を踏まえ、消防団の再編成に関わる計画の作成の推進を図る。
- ・消防団の活性化等その育成強化を行う。
- ・団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。
- ・消防団の施設、装備の充実を促進する。

第2節 自主防災組織の育成

災害に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、計画的に災害予防、応急活動を行うことが必要である。

このため、市民の互助の精神に基づく地域住民による自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。

市の主な担当	危機管理課、消防本部
--------	------------

自主防災組織の設置育成は、災対法第5条第2項の規定に基づき市が推進する。また、自主防災組織が実施する活動について積極的に指導援助を行う。

第1　自主防災組織の設置推進

1　地域住民を対象とする自主防災組織の育成

地域住民を対象とする自主防災組織については、住民が無理なく活動できる規模として連合自治会の連合単位及び消防団分団単位で推進していく。

- (1) 住民が、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模で組織する。
- (2) 地理的状況、生活環境等からみて、住民の日常生活上の基礎的な地域として一帯性を有する規模で組織する。

2　コミュニティ団体・事業所等における自主防災体制の強化（消防本部）

- (1) 住民が自主的、積極的に参加しているコミュニティ団体等の既存の組織を自主防災組織として育成する。
- (2) 大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している事業所等における自主防災体制の強化を図る。
 - ア 少年消防クラブ及び婦人消防隊の運営等について、助言指導等によりその健全な育成と発展に寄与するよう努める。
 - イ 学校、病院及び百貨店等多数の者が利用する施設を対象とした防火管理体制の強化を図る。
 - ウ 危険物施設及び高圧ガス施設等を対象として、自衛消防組織の育成を図る。
 - エ 多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望まれる施設を対象とした自衛消防隊の育成を図る。
 - オ 総合防災訓練と連携した自衛消防隊の防災訓練参加に努める。

第2　防災資機材等の整備促進

- 1　自主防災組織の活動に必要な防災資機材の整備を補助金の交付等により促進する。
- 2　自主防災組織の活動拠点等の整備を促進する。

第3　防災資機材の操作方法の講習等

防災資機材の操作方法の講習会、応急処置及び救命講習会等を消防本部の開催の下に実施し、自主防災組織一人ひとりの技能向上と指導援助に努める。

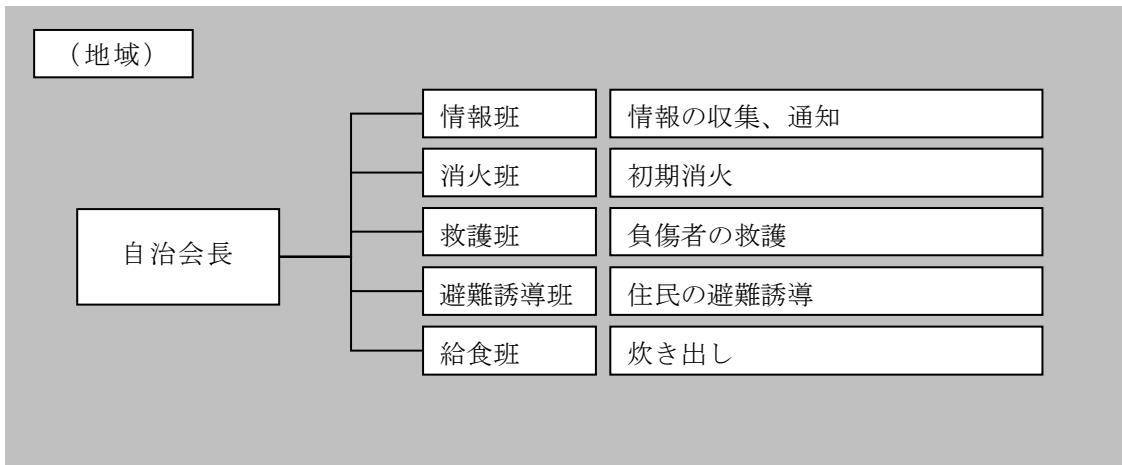
第4　防災知識の普及啓発

広報紙やホームページ等を通じ、地域住民の防災に対する関心を維持していく。

第5 自主防災リーダーの育成

自主防災活動を活発にするためには地域の要となる自主防災リーダーが必要であり、各種研修会への参加を促進する等、その育成に努める。

■自主防災組織（例）



第6 平常時の活動

1 訓練の実施等

自主防災組織は、災害が発生したときに適切な措置をとることができるよう市、関係機関と協力し防災訓練を実施するとともに、県、市等が実施する防災訓練へ参加する。

2 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

3 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するためには、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるよう保管する。

第7 災害発生時の活動

1 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- ・地域内の被害情報の収集方法
- ・防災関係機関連絡網
- ・連絡機器の使用方法
- ・防災関係機関との連絡方法
- ・防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート
- ・要配慮者の安否確認方法

2 出火防止及び初期消火

自主防災組織は、家庭に対しては火の元の始末など出火防止のための措置を講じるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣り近所が相互に協力して初期消火に努める。

3 救出・救護活動の実施

自主防災組織は、がけ崩れ等により建物の下敷きになった者が発生したとき、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは医療救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

第3節 自主防犯組織の育成

市の主な担当	くらし安心安全課、高齢者支援課、生涯学習課
--------	-----------------------

地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織の育成を図るとともに、訓練の実施、資機材等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

第1　自主防犯パトロール隊の設置推進

地域住民による地域防犯活動の中核となる自主防犯パトロール隊の育成を図るとともに、通学・帰宅時パトロール活動、パトロール車両等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

第2　自主防犯パトロール隊への参加普及啓発

P T A、青少年団体、高齢者団体、その他の団体を対象に自主防犯パトロール隊への参加普及啓発を図る。なお、啓発にあたっては各団体の性格等を考慮した内容に配慮して行う。

第4節 企業防災対策の促進

市の主な担当	危機管理課、商工振興課、消防本部
--------	------------------

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなど企業防災の推進に努める。

第1　企業等における防災対策

企業等における防災対策は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| ・防災訓練の実施 | ・従業員等の防災教育 |
| ・情報の収集・伝達体制の確立 | ・地震・火災その他災害予防対策の確立 |
| ・避難対策の確立 | ・応急救護の確立 |
| ・飲料水、食料、生活必需品など災害時に必要な物資の確保 | |
| ・施設耐震化の推進 | ・施設の地域指定緊急避難場所としての提供 |
| ・地元消防団との連携・協力 | ・自主防災組織との連携・協力 |

第2 事業継続計画の策定推進

1 事業継続計画（BCP）の策定

市内の企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、事業継続計画に基づいて防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの事業防災活動の推進に努めるものとする。

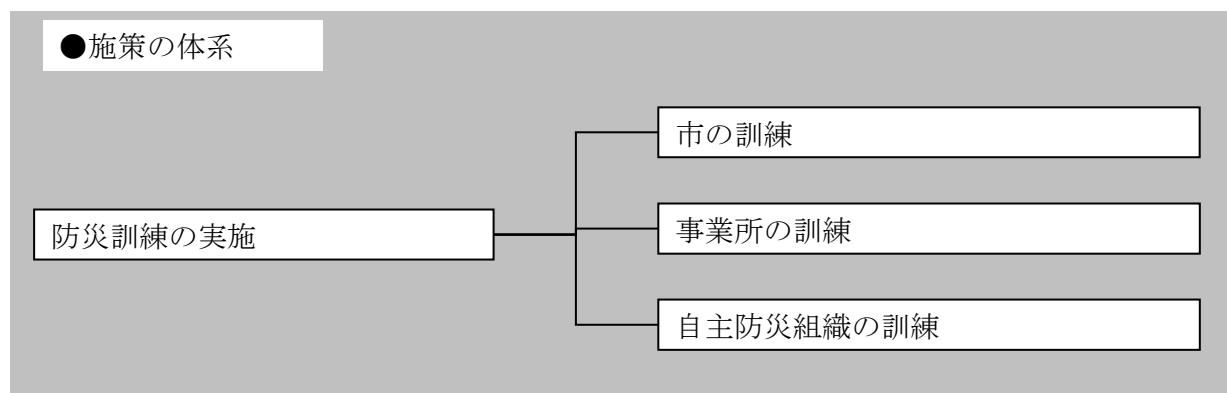
2 防災に係る取組みの評価

市は、企業のトップから一般社員に至る社員の防災意識の高揚を図るとともに、策定企業に対しては、広報紙を通じて防災対策内容の紹介や地域貢献に対する表彰など、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

第3章 防災訓練の実施

防災訓練は、防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連携体制の確立、防災関係機関と市民との間の協力体制の確立、市民に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等副次的な効果も高く、継続的な実施が必要である。

市は、災対法第48条及び水防法第35条に基づき、防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得、さらには防災計画の実効性の検証を行うため、防災訓練を実施する。



第1節 市の訓練

市の主な担当	危機管理課、消防本部、全部局
--------	----------------

第1 総合防災訓練

1 防災対策の習熟

大規模災害の発生を想定し、県及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。

2 訓練内容

訓練内容としては、地域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とする。

(1) 県及び市

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ・災害対策本部設置運営 | ・情報の収集伝達・広報 |
| ・避難誘導 | ・要配慮者安全確保等 |
| ・指定避難場所・医療救護所設置運営 | ・応援受入 |
| ・緊急交通路の確保（道路啓開、交通規制） | |
| ・自主防災組織等の活動支援 | ・広域応援協定に基づく広域合同訓練等 |

(2) 防災関係機関

- | | |
|---------------|---------|
| ・情報伝達・広報等 | ・消火活動 |
| ・救助・救急 | ・医療救護 |
| ・ライフライン施設応急復旧 | ・救援物資輸送 |

(3) 自主防災組織・市民

- | | | |
|----------|----------|-------------|
| ・情報の収集伝達 | ・初期消火 | ・応急救護 |
| ・炊き出し | ・避難・避難誘導 | ・要配慮者の安全確保等 |

3 実践的な訓練内容の設定

訓練を行うにあたっては、災害及び被害想定等を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し実践的なものとなるよう工夫する。

第2 個別防災訓練

1 水防訓練

水防工法、樋門等操作、水位・雨量の観測、関係職員・消防団員の動員、一般市民の協力応援、水防資機材の輸送、通信・伝達等

2 災害救助訓練

救護、救出、炊き出し、給水、連絡その他

3 避難訓練

学校、病院、福祉施設、工場等を対象に他の訓練と併合して実施する。

4 消防訓練

訓練は夜間等様々な条件に配慮し、居住宅・職場・学校等においてきめ細かく行うよう指導する。住民の火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

5 情報の収集、伝達訓練

大規模災害時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、県及び自衛隊等防災関係機関と協力して実施する。

6 職員の参集訓練

勤務時間外における大規模災害を想定した徒歩、自転車及びバイクによる非常参集訓練を実施する。

7 通信訓練

非常時における緊急訓練体制の強化を図るため、防災行政無線（地上系・衛星系）、非常無線、アマチュア無線等を使用して気象予警報等の伝達を主体とした通信訓練を実施する。

8 図上訓練

自衛隊及び関係機関とともに防災計画の検証など図上での演習を実施する。

第3 訓練内容の事例

- ・災害発生時の広報
- ・避難誘導、避難勧告、避難指示及び警戒区域の設定
- ・食料・飲料水、医療その他の救援活動
- ・消防、水防活動
- ・救助・救急活動
- ・ボランティアの活動体制の確立
- ・要配慮者の安全確保等

第4 訓練後の評価

訓練後において、問題点・課題等を明らかにし、次年度の防災訓練に反映する。

第2節 事業所の訓練

市の主な担当	危機管理課、商工振興課、観光振興課、消防本部
--------	------------------------

第1 事業所における訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、興業場、デパート及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練・消火訓練・通報訓練を実施する。また、地域の一員として市、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

第2 観光宿泊施設における訓練

観光宿泊施設の防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練・消火訓練・通報訓練を実施する。

第3節 自主防災組織の訓練

市の主な担当	危機管理課、消防本部
--------	------------

第1 防災関係機関との連携

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け訓練を実施する。

第2 訓練内容

自主防災組織は、災害が発生したときに適切な措置をとることができるよう、市、関係機関と協力し次の防災訓練を実施するとともに、県、市等が実施する防災訓練へ参加する。

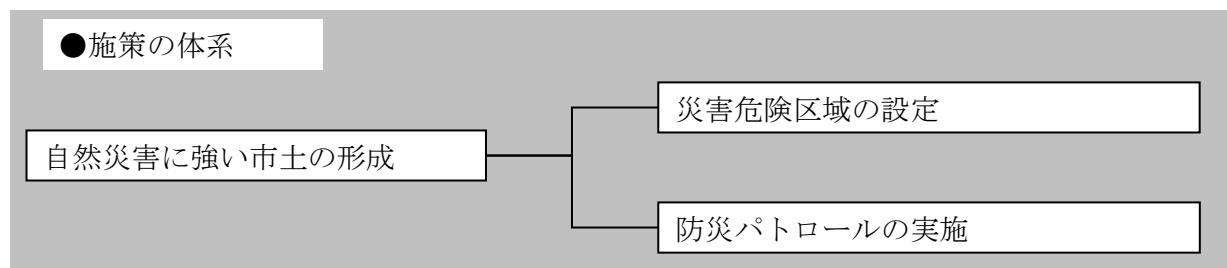
訓練	訓練内容
情報収集・伝達訓練	災害時の状況の早期把握及び情報伝達体制を確認する訓練を実施する。
消火訓練	火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して初期消火に必要な技能等の取得及び維持を目的に防災訓練を地区別に実施する。
避難訓練	避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。
救出・救護訓練	家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

第3 一般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市、県及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加を求め、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るよう努めるものとする。

第4章 自然災害に強い市土の形成

地震、大雨、洪水、高潮等の自然災害から市土を保全し、市民の生命、身体、財産を保護するため、様々な保全対策を実施するとともに、各種法令等に基づき災害危険区域を設定し、計画的な予防対策事業の執行を図る。



市の主な担当	危機管理課、農林振興課、水産港湾課、道路課、河川課、建築指導課
--------	---------------------------------

第1節 災害危険区域の設定

第1 設定の目的

河川、海岸その他土地の状況により、洪水、高潮、地すべり、山崩れ、火災その他の異常な現象により災害の発生するおそれがある地域について、災害発生を未然に防止し又は被害の拡大を防ぐための必要な対策及び事前措置を的確に実施するために、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握するものである。

第2 危険区域の設定

危険区域の設定は、災対法第35条第2項、地すべり等防止法第3条、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条、建築基準法第39条、宅地造成等規制法第3条、道路法第44条、消防法第4条、水防法第15条に基づいて行う。

1 河川海岸関係

河川及び海岸について、洪水による災害予防に重点をおくべき区域として設定

2 漁港区域関係

背後に人家又は耕地等を有する海岸について、波浪・高潮・洪水等による災害予防のため設定

3 地すべり危険箇所

地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長、誘発又は助長、誘発するおそれの極めて大きい地域

4 危険ため池

老朽化したため池で、早期に補強等を必要とするもので、ため池が決壊した場合人家1戸以上又は重要な公共施設に直接被害が及ぶおそれがあるもの

5 山地災害危険地区

山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり発生危険地区から流出する土石による危害が人家1戸以上又は公共施設に直接及ぶおそれがある地区

6 宅地造成工事規制区域

宅地造成規制区域で宅地造成に関する工事等を行う場合、災害防止のため必要な規制のある区域

7 土石流危険区域

土石流危険渓流において、地形条件等によって土石流の堆積と氾濫が予想される区域

8 砂防指定地域関係災害危険区域

砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地で国土交通大臣が指定したもの

9 急傾斜地崩壊危険箇所

崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜面が水平面に対し30度以上の角度をなす土地）及びこれに隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為の制限を必要とする区域

10 道路橋りょう部事前規制区間

異常気象時において主に大雨・強雨により地すべり、土砂崩れ、沢崩れ、落石、崩土、河川の増水等が発生し、道路の通行が著しく危険であると予想される区間

11 災害による孤立危険地区

災害を受けた場合、道路、橋りょうが決壊すると迂回路がない地区。長時間通信連絡、交通が途絶することが予想される地区。暴風、高潮により海上通行が途絶することが予想される地区

12 土砂災害警戒区域

知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域

13 土砂災害特別警戒区域

知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損害が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域

第2節 防災パトロールの実施

市の主な担当	危機管理課、農林振興課、水産港湾課、道路課、河川課、建築指導課、各総合支所その他関係各課、消防本部
--------	---

第1 調査の目的

災害に対する地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止対策及び応急措置の適切な実施を図るため、防災関係機関が合同して総合的な現地調査を行うものとする。

第2 実施要領

1 調査時期

毎年、必要に応じて計画的に実施する。

2 調査区域

市の各分野にわたる重要危険地区とする。

3 調査班の編成（参加機関）

市（危機管理課及び関係各課）、消防本部、消防団、警察署、その他関係機関

4 調査の方法

- (1) 市及び関係機関が把握している危険区域及び新たな危険が予想される区域を調査する。
- (2) 調査事項は、各参加機関で検討、協議して定める。
- (3) 調査結果は、現地において意見を調整する。

5 調査の内容

- (1) 道路、河川、橋りょう、急傾斜地、港湾、海岸、漁港、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況とその予防計画
- (2) 地すべり、山崩れ、雪崩等の危険区域の現況とその予防計画
- (3) 洪水、高潮により、危険が予測される地区の現況とその予防計画
- (4) 孤立予想地区の現況とその対策
- (5) ヘリポート適地の確認
- (6) 避難場所、避難経路等の確認
- (7) 応急対策用資機材の備蓄状況
- (8) 局地の気象

危険事態発生の要件となる基準事項の調査、降水量、通報水位、警戒水位等

- (9) 各種観測施設設備の状況
- (10) 大規模な火災、爆発により被害が拡大するおそれのある施設設備又は区域の実態
- (11) 過去の災害発生状況

6 結果の公表

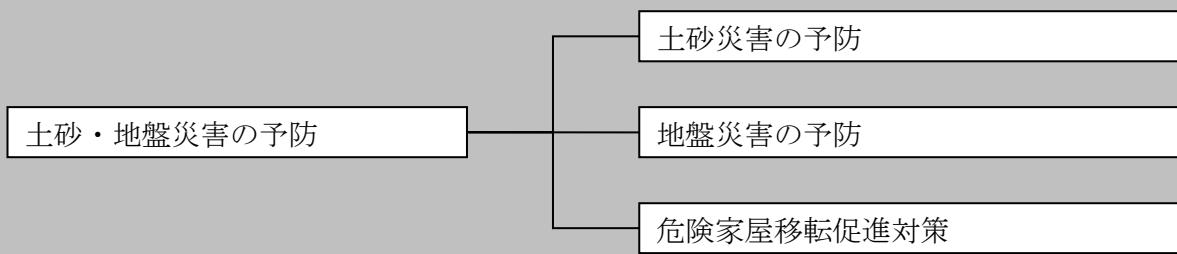
調査結果を取りまとめ、各防災関係機関等に対し公表する。

第5章 土砂・地盤災害の予防

地震による山腹崩壊、土石流、地すべり、がけ崩れ等の山地災害を未然に予防又は軽減するためには、土地の地形・地質を十分に把握し土砂災害に対する予防的な対策工事等を計画的に実施していく必要がある。また、液状化等地盤災害は地域特性が極めて顕著な現象であることから、対策の実施に際しては地域の特性を十分に調査検討し、その結果を反映したきめ細かなものとする必要がある。

市及び県が行う土砂災害予防対策について定め、県が主体で行う各予防対策について、市は県への要望、対策への協力等を行うものとする。

●施策の体系



第1節 土砂災害の予防

市の主な担当

農林振興課、河川課

第1 山地災害危険地対策

1 山地災害危険地区の調査

山腹崩壊、土石流及び地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握する。

2 治山事業の実施等

山地災害危険地区調査等に基づく山地災害危険地区及び人家・公共施設等に近接する山地については、現況を十分把握し、適宜関係機関と調整を図り、治山事業の実施、危険地の周知等の措置を講じる。

第2 土石流予防対策

砂防指定地内における土砂の掘削、立竹木の伐採等治水砂防上有害な行為を制限するとともに、荒廃渓流における砂防ダム・護岸工等の砂防施設の整備を推進する。

第3 地すべり予防対策

通常の地すべりは、緩斜面に多く土層の移動が継続かつ緩慢であるが、地震動によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ多大な被害をもたらす危険性があることから、地すべり防止区域内では切り土、盛土等の行為を制限するとともに、危険度の高い

ところから地すべり防止工事を推進する。

第4 がけ崩れ予防対策

急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限し急傾斜地崩壊対策事業の実施を促進する。

第5 土砂災害危険箇所に対する警戒避難体制の整備

土砂災害危険箇所付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発とともに、危険箇所・避難場所・避難路等土砂災害に関する情報の整備並びに提供に努める。

第6 職員の斜面対策の技術に関する知識の修得

必要に応じ、砂防事業に従事した職員を対象に山口県建設技術センターが開催する研修会等へ派遣し、二次災害につながる土石流、地すべり及びがけ崩れの危険度を判定する技術者を養成する。

第2節 地盤災害の予防

市の主な担当	建築指導課
--------	-------

第1 液状化危険地域の予防対策

沖積層の堆積している地域では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。

1 地盤改良

市、県及び公共・公益施設の設置にあたっては、地盤改良により液状化の発生を防止する対策や被害を防止する対策等を実施するほか、大規模開発にあたっても十分な連絡・調整を図るよう努めるものとする。

2 基礎構造等についての周知

個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を検討していく。

第2 造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止については、宅地造成、開発許可及び建築確認等の情報を通じて行う。また、梅雨期前の巡視及び注意の呼びかけを行うなどして、災害の防除に努める。

災害防止に関する指導基準	
災害危険度の高い区域	地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。
人工崖面の安全措置	宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講じる。
軟弱地盤の改良	宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

第3節 危険家屋移転促進対策

市の主な担当	建築住宅課、建築指導課
--------	-------------

第1 防災のための集団移転促進計画

1 事業の目的

住民の生命身体及び財産を災害から保護するため、災害による被災地域又は被災する危険の著しい地域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある全ての住居を他の安全な場所に移転させることを目的として、一定規模の住宅団地を整備する等の集団移転事業を推進する。

2 事業主体

市が行う。例外として、市の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。

3 移転促進区域

- ・被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）に係るもの

- ・災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

4 国の補助制度等

(1) 国の補助

次の各号に掲げる経費について政令で定めるところにより、その一部を補助する。

- ・住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費（当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く）
- ・移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に要する経費
- ・住宅団地に係る道路、飲料水供給施設、その他政令で定める公共施設の整備に要する経費
- ・移転促進区域内の農地等の買取りに要する経費
- ・移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備で政令に定めるものに要する経費
- ・移転者の住居の移転に対する補助に要する経費

(2) 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第2 がけ地近接危険住宅の移転促進計画

1 事業の目的

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域、山口県建築基準条例第7条に規定する擁壁を設けなければならない区域、又は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第4条第1項に規定する基礎調査を完了し、指定される見込みのある区域を含む。以下「土砂災害特別警戒区域等」という。）において、危険住宅（既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったもの（避難勧告及び避難指示に係る住宅にあっては、当該勧告及び指示が公示された日から6か月を経過しているものに限る。））の移転を行う者に対して補助金を交付し、急傾斜地崩壊防止対策とあいまって住民の生命の安全を確保することを目的とする。

2 事業主体

市が行う。特別の事情がある場合に県が実施することができる。

3 移転の促進

市は、事業計画にしたがって危険住宅の移転を行う者に対して必要な援助、指導を行い、移転の促進を図る。

4 補助制度

市は、危険住宅の移転を行う者に対して、移転事業に要する次の各号に掲げる費用について、国及び県の補助事業を活用し、予算の範囲内においてその一部を補助する。

- (1) 危険住宅の除去等に要する経費
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設及び購入（これに必要な土地の購入を含む）並びに改修をするために要する資金を金融機関等から借入れた場合の当該借入金利子

に相当する額の費用

第3 土砂災害対策改修促進計画

1 事業の目的

土砂災害特別警戒区域内に存する既存不適格建築物の土砂災害対策改修工事を行う者に対して補助金を交付し、がけ地の崩壊等から住民の生命を守り、住民の安心・安全を確保することを目的とする。

2 事業主体

市が行う。

3 土砂災害対策改修の促進

市は、既存不適格建築物の土砂災害対策改修工事を行う者に対して必要な指導、支援を行い、改修工事の促進を図る。

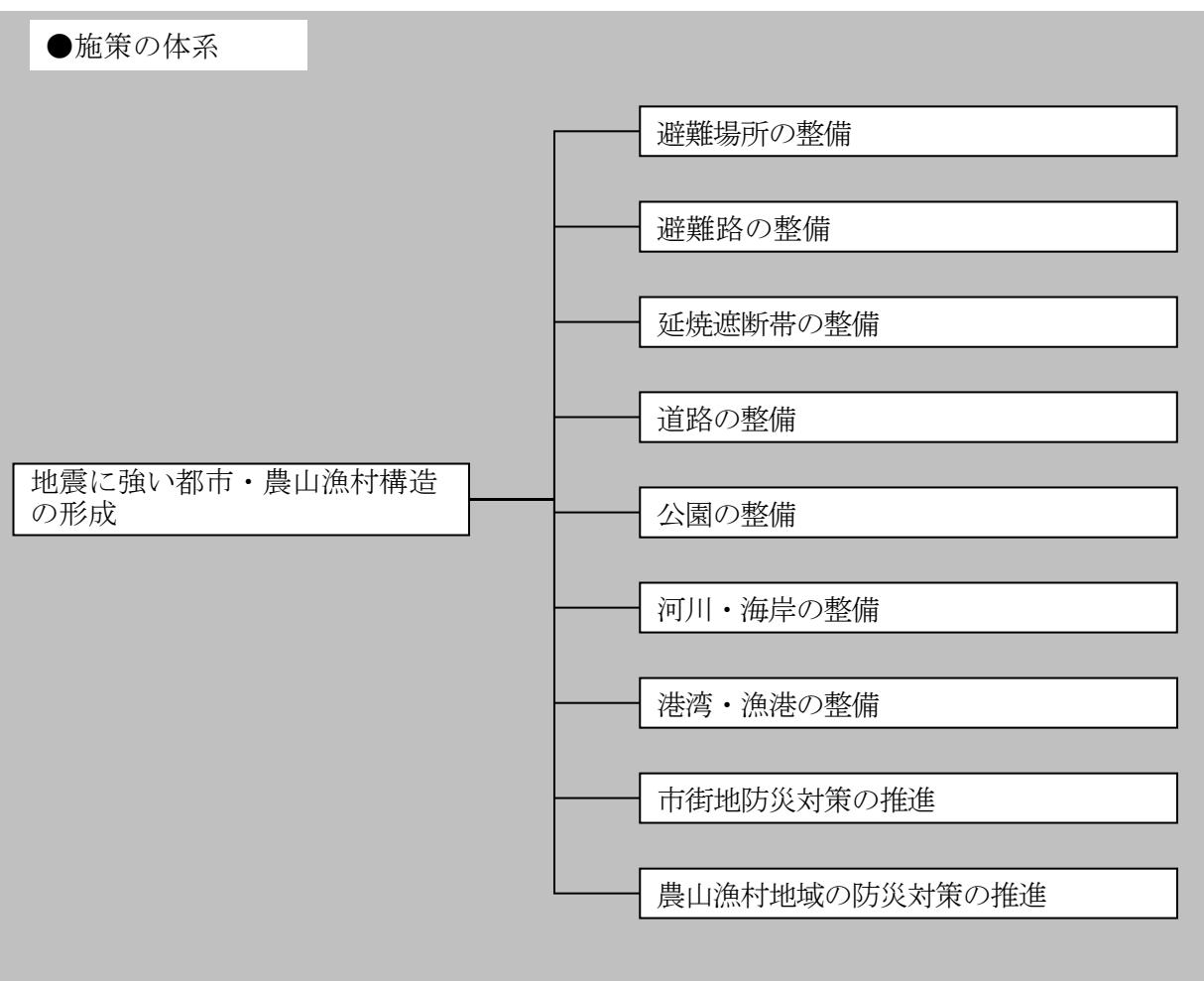
4 補助制度

市は、既存不適格建築物の土砂災害対策改修工事を行う者に対して、土砂災害対策改修工事に要する費用について、国及び県の補助事業を活用し、予算の範囲内においてその一部を補助する。

第6章 地震に強い都市・農山漁村構造の形成

避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる道路、公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により地震に強い都市構造の形成を図るものとする。また、農山漁村地域においても、避難場所、避難路、消防用施設等の整備を促進し、災害に強い安全な生活環境の確保を図るものとする。

●施策の体系



第1節 避難場所の整備

市の主な担当	危機管理課、用地管財課、都市計画課、公園みどり課
--------	--------------------------

災害から身を守るために避難場所を確保し活用できるように整備しておく必要がある。「避難場所現地調査」(平成18年12月)において、避難所や広域避難場所等の現地調査を実施した。今後、新たな避難場所の確保については次を考慮する。

第1 避難場所の確保

避難場所として指定する場合、次の条件に留意する。

避難場所の指定基準（案）

- ・火災による輻射熱被害の危険性のないこと。
- ・津波、浸水等の被害のおそれのないこと。
- ・津波の危険性を考慮し短時間で十分な標高の位置に避難できること。
- ・地割れ、崖崩れのおそれのないこと。
- ・臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。
- ・対象とする地区の住民を収容する広さを確保すること。
- ・危険物施設等が近くにないこと。

第2 公共用地等の活用

避難地を確保するため、公共用地等の跡地、都市近郊の緑地、市街化区域内の農地の利用についても検討する。

第2節 避難路の整備

市の主な担当	危機管理課、道路課、学校教育課
--------	-----------------

避難路等を明確にし指定する場合、次の事項に留意する。また、避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、危険要因の排除に努める。

- ・十分な幅員があること。
- ・万一に備えた複数路の経路の確保を考慮すること。
- ・津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路であること。

第3節 延焼遮断帯の整備

市の主な担当	危機管理課、商工振興課、公園みどり課、消防本部
--------	-------------------------

第1 石油コンビナート地域

一般市街地に災害が波及するのを防止するため、石油コンビナート地域の延焼遮断帯の整備に努める。

第2 公共空地の活用

災害の拡大を防止するため、道路、河川、鉄道及び公園等を活用した延焼遮断帯の整備に努める。

第4節 道路の整備

市の主な担当	道路課
--------	-----

道路は、防災活動、緊急輸送等防災対策を進めるうえで極めて重要な役割を担っていることから、幹線道路を中心に耐震性の確保や密集市街地における幅員の確保等の整備を進めていく。

本市において、土砂災害や地震災害による道路の寸断や橋りょうの被害は地域の孤立化をまねき、救助・救急、消火活動等に重大な影響を及ぼすため、計画的な整備の推進により孤立危険区域の解消に努める。

第5節 公園の整備

市の主な担当	公園みどり課
--------	--------

公園は、地域住民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に延焼防止あるいは避難場所として重要な役割を担っており、計画的な整備に努める。

一定規模以上の公園については、防災資機材等の備蓄等防災機能を備えた公園として整備するよう努める。

第6節 河川・海岸の整備

市の主な担当	危機管理課、水産港湾課、河川課
--------	-----------------

本市は、低地部に中心市街地が形成され重要な施設が集中しているため、高潮や津波による被害の防止に努める必要がある。

河川・海岸の背後に形成された一般市街地への浸水被害、津波被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等の耐震性の確保に努めるとともに、消防水利施設としての取水・貯留施設の整備、緊急時に活用できる護岸敷道路の整備など、防災上必要な施設整備に努める。

第7節 港湾・漁港の整備

市の主な担当	水産港湾課
--------	-------

緊急物資の輸送、被災者の搬送等の拠点、避難地としての利用等防災拠点として重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備など必要な整備を進める。

第8節 市街地防災対策の推進

市の主な担当	都市計画課
--------	-------

第1 防火、準防火地域の拡大対策

市街地における大規模火災を防止するため、防火地域の指定を適切に行い地域内の建築物の耐火性を促進する。

第2 市街地開発事業等の促進

土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、都市環境の防災性を確保するとともに、市街地再開発事業等の促進により既成市街地における住宅、建築物の耐震・不燃化、公共空地の確保を総合的に推進し、密集市街地の解消や防止を図る。

第3 公共空地の確保

都市公園、街路その他公共空地の整備充実を図り、都市における十分な防災空間を確保する。

第9節 農山漁村地域の防災対策の推進

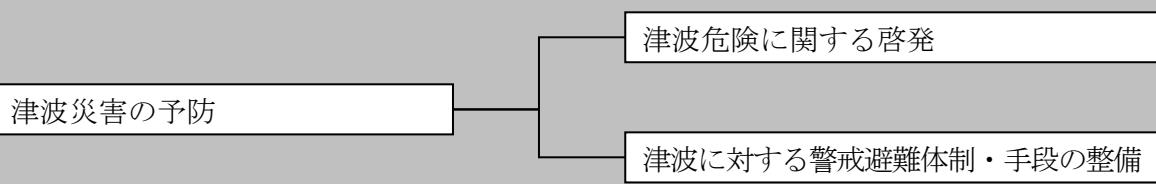
市の主な担当	危機管理課、農林振興課、水産港湾課
--------	-------------------

農山村地域においては地すべり地域、山地災害危険地区等危険地域が数多く存在しており、また、漁村地域においては湾入や傾斜地が多く人家が密集するとともに、交通が遮断されるなど災害の危険度の高い地域が多く存在していることから、地震に強い農山漁村地域づくりを進めるため、避難場所の耐震化、防火水槽等の防災施設の整備や地すべり防止対策事業等の防災対策を推進する。

第7章 津波災害の予防

過去において津波災害の記録はないが、他地域における甚大な津波被害の事例を教訓として、津波危険に関する啓発、警戒避難体制・手段の整備、海岸保全対策に努めるものとする。

●施策の体系



第1節 津波危険に関する啓発

市の主な担当	危機管理課、水産港湾課
--------	-------------

津波発生時における人的被害をなくすため、次の啓発を行う。

第1 津波災害警戒区域の周知

広報、ハザードマップを通して津波災害警戒区域の周知に努める。

第2 津波危険への啓発方法

啓発の方法としては、次に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

- ・学校等での生徒・児童、職員、保護者を対象とした啓発
- ・漁業関係者、釣り場等関係者を対象とした説明会
- ・津波災害警戒区域内の施設管理者や自治会等を対象とした説明会
- ・市の広報紙や防災訓練

第2節 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

市の主な担当	危機管理課、市民協働推進課、水産港湾課、消防本部
--------	--------------------------

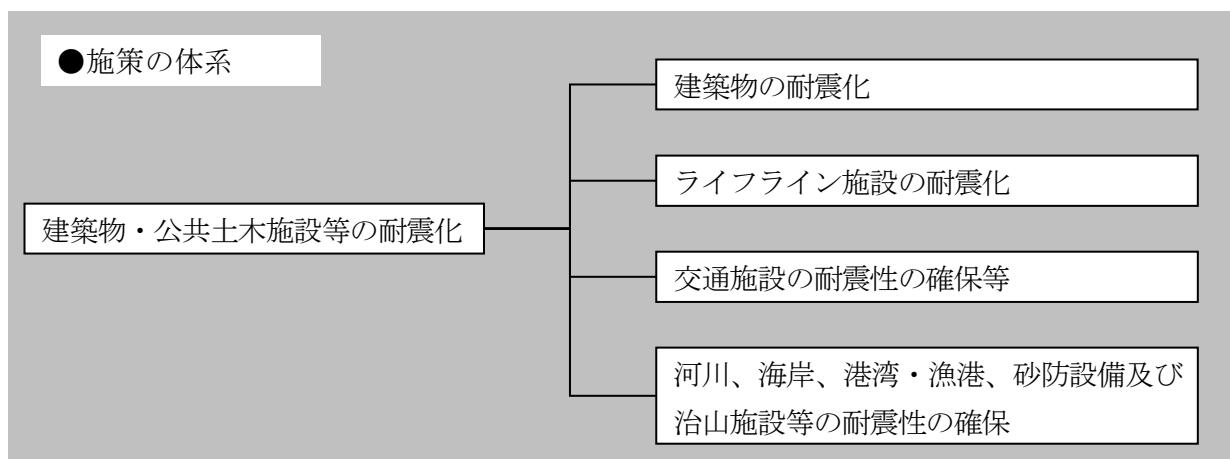
津波の危険が生じたときの住民への伝達方法は、広報車、防災行政無線、防災メール、緊急テロップ放送、サイレン、報道機関の協力等あらゆる手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。伝達員による方法がもっとも確実であることから、伝達組織を通じた伝達体制の確立を図る。

- ・津波災害警戒区域の把握
- ・津波災害警戒区域における情報伝達が必要な住民、事業所等の対象者の把握
- ・各対象者への伝達方法の決定及び伝達責任者の明確化
- ・津波災害警戒区域における避難経路・避難場所の設定
- ・避難経路・避難場所を明記した案内板の計画的な設置
- ・津波予警報に対するパトロール等の監視警戒体制の確立

第8章 建築物・公共土木施設等の耐震化

本市は歴史的に干拓地や河口部に住家や重要施設が集中しており、それらの地盤は砂質層を含むことから、地震時には地震動の增幅のみでなく地盤液状化の可能性が高く、重大な被害をもたらすことが被害想定調査より報告されている。

災害時における避難、救護その他応急対策活動の拠点となる建築物等防災上重要な公共建築物をはじめ道路、鉄道、港湾、漁港等の輸送施設、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会経済活動においても重要な役割を果たす。したがって、これらの公共施設等について事前の予防措置としての耐震化を進めることが重要であり、施設ごとに耐震性を備えるよう国等が示す設計指針等をもとに、耐震性の強化を図っていく。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震化促進法」という。）に基づき策定した耐震改修促進計画により、公共建物の耐震化を促進する。また、多数のものが利用する特定建築物（学校、病院、百貨店等）の所有者に対し、耐震診断・改修を行うよう指導するとともに、これ以外の一般建築物についても耐震診断・改修に関する普及啓発に努める。



第1節 建築物の耐震化

市の主な担当	総務課、市民協働推進課、建築住宅課、建築指導課、教育政策課、地域交通課
--------	-------------------------------------

第1 構造物・施設等の耐震設計の目標

1 一般的な地震動

供用期間中に1～2度程度発生する確率をもつ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障が生じないこと。

2 高レベルの地震動

発生する確率は低いが、直下型地震や海溝型巨大地震による高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。

3 耐震性能に余裕

構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕をもたせることを目標とするものとする。

- ・一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
- ・地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
- ・多数の利用者等を収容する建築物等

4 代替性の確保

構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討を進める。

第2 市所有建築物等の耐震化

1 防災上重要な建築物の耐震化

耐震改修促進計画に基づき、震災時における活動の拠点となる公共施設を防災上重要な建築物として、重要度を考慮し、耐震診断・改修の促進を図る。

防災上重要な建築物

- ・災害対策本部組織が設置される施設（本庁舎等）
- ・医療救護活動施設（診療所等）
- ・応急対策活動施設（消防署、出張所等）
- ・避難収容施設（幼稚園、学校、公民館等）
- ・社会福祉施設等（保育園、障害・老人福祉施設等）
- ・不特定多数の者が利用する施設（社会教育施設、観光施設等）

2 耐震診断の実施

耐震改修促進計画に基づき、防災上重要な建築物及びその他の市有建築物について計画的に耐震診断を実施し、結果を公表する。

3 耐震補強工事の実施

耐震診断の結果に基づき各施設管理者は、耐震補強工事を計画的に実施し、耐震性の向上を図る。

4 建築設備等の整備

ライフライン系統の不測の事態に備えて、震災後も継続してその機能が果たせるよう建築設備等（貯水槽、非常用電源等）の整備に努める。

第3 公共的施設の耐震化

耐震改修促進計画に基づき、市は公共的施設の管理者に対して耐震性の確保について指導等を強化する。

第4 一般建築物の耐震化

1 事業の目的

既存建築物のうち、昭和56年の建築基準法改正以前の旧基準により建築された建築物については耐震性が十分でないことから、市耐震改修促進計画に基づき、住民に対して耐震改修等に要する費用の一部の補助や耐震診断員の派遣を実施し、普及啓発、相談窓口の設置などを行い既存建築物の改修を促進する。

特に、耐震改修促進法に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、耐震診断・改修の指導、助言を行うことにより既存建築物の安全性の向上を図る。

あわせて、耐震化の支援制度の情報提供等に努める。

2 事業主体

市が行う。

3 耐震改修の促進

市は、昭和56年5月以前に建てられた住宅及び建築物の耐震改修等を行う者に対して必要な指導、支援を行い、耐震改修の促進を図る。

4 補助等支援制度

市は、耐震改修等を行う者に対して、その費用について、国及び県の補助事業を活用し、予算の範囲内においてその一部を補助等支援する。

(1) 住宅への補助

木造住宅等の耐震改修等を行う者に対して、その費用の一部を補助するとともに、診断員の派遣支援を行う。

(2) 緊急輸送道路沿道建築物への補助

緊急輸送道路の沿道にあり、地震被災時に当該道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震改修等を行う者に対して、その費用の一部を補助する。

(3) 建築物への補助

共同住宅・多数利用建築物等の耐震診断を行う者に対して、その費用の一部を補助するとともに、避難路沿道等に存する倒壊の危険性のあるブロック塀の除却を行うものに対して、その費用の一部を助成する。

第5 被災建築物の応急危険度判定制度の確立

市は、県と連携して被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定制度を確立する。

- ・応急危険度判定に関する普及、啓発
- ・応急危険度判定士の養成、登録
- ・県、市及び建築士会等関係機関との連携体制の整備

第6 落下倒壊危険物対策

地震の発生により構築物等が落下、倒壊することによる危険を防止するため、市が設置及び所有する構築物等の点検、補修、補強等を行う。また、市以外の設置者及び所有者に対し

ては、危険防止のための指導を行う。

物件名	対策実施者	措置等
アーケード、 バス停上屋等	設置者 管理者	新設については安全性を厳密に診査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。
看板、広告等		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求めるなどして安全性の向上を図る。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては改良等を行う。新設するものについては安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者 管理者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	転倒等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。

第2節 ライフライン施設の耐震化

市の主な担当	下水道課、都市排水施設課、水道局
--------	------------------

第1 上水道施設

水道施設の耐震化について具体的に目標を定め、計画的に事業を推進する。

- 日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握、緊急を要する弱点対策に努めること。
- 重要施設の耐震性向上のため耐震化計画を策定し、事業を推進する。
- 広域バックアップ体制の整備、緊急時給水能力の強化等に努める。
- 応急対策に着手できる復旧用資機材の計画的な備蓄、調達体制の整備に努める。
- 緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画を作成する。

第2 下水道施設

「下水道施設の耐震対策指針」に基づき、震災時においてもライフラインとしての下水道機能を確保することを基本とし、次の対策を行い、下水道施設の耐震性能の向上を図る。

- 下水道施設の構造面での対策
- 下水道システム面での対策
- 体制面での対策
- 下水道施設の維持管理面での対策
(下水道台帳の整理・補完、下水道施設の定期的点検)

第3 その他

電気、ガス、電話及び工業用水道等のライフライン施設が被災した場合も上下水道と同じく、市民生活に与える影響は極めて大きいことから、各ライフライン関係機関は、施設の耐

震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を推進するものとしている。

第3節 交通施設の耐震性の確保等

市の主な担当	地域交通課、農林振興課、道路課
--------	-----------------

第1 道路施設

市道及び市の農道・林道等については、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう必要なものについて耐震点検を実施し、補強等を推進する。

特に、本市は地震等により橋りょうが被害を受けた場合、地域的な孤立をまねき災害対策活動に重大な支障をきたすことが考えられるため、国道、県道を含めた防災対策に努める。

1 橋りょう及び横断歩道橋の整備

橋りょう及び横断歩道橋の耐震点検を行い、その結果に基づいて必要な補強工事を実施し、耐震強化を図る。

2 落石等交通危険箇所対策

管理道路の落石、法面等交通危険箇所について総点検を実施し、その結果に基づいて法面防護施設工事等予防工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

3 トンネルの整備

トンネルについて耐震点検を行い、その結果に基づいて必要な補修工事等を実施し、耐震強化を図る。

第2 鉄道施設

西日本旅客鉄道株式会社は、鉄道施設のうち、橋りょう、高架橋等の重要施設について耐震性の調査点検及び耐震補強方法の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については施設補強、更新、改築等の倒壊防止策を輸送量の多い線区から優先的に順次整備を実施する。

また、錦川鉄道株式会社は、列車運転に直接関係する鉄道施設（軌道、路盤、橋りょう、法面、建築物等）の点検整備を行い災害防止に努めるとともに、施設の改築、改造等耐震強化を図る。

第4節 河川、海岸、港湾・漁港、砂防設備及び治山施設等の耐震性の確保

市の主な担当	農林振興課、水産港湾課、河川課
--------	-----------------

第1 河川

堤防、水門及び排水機場等河川関連施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて必要な改良工事を行う。さらに、河川情報の一元管理と伝達の円滑化を図り、被災流域における水害による二次災害を防止するための情報システムの整備を図る。

第2 海岸

人家等が集中しているゼロメートル地帯において海岸保全施設の点検を行い、その結果に基づいて補強工事を実施し、耐震強化に努める。

第3 港湾・漁港

緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう震災時における中核的な役割を果たす拠点港を定め、耐震強化岸壁整備を進める。

第4 砂防設備等

荒廃渓流については砂防ダム及び流路工を施工し、土石流防止、土砂かん止調節、渓岸の侵食防止及び渓流の縦侵食防止を図り、地震による被害を未然に防止する。

急傾斜地崩壊危険箇所については擁壁の設置等急傾斜地崩壊工事を施工し、地震による崖崩れを未然に防止する。

地すべり危険箇所については地すべり防止工事を施工し、地すべりによる被害の防止を図る。また、既設工作物については常時点検を行い、施設の機能の維持に努める。

第5 治山施設

山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地に対しては土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面の早期緑化を図り、山腹崩壊等による被害を未然に防止する。

荒廃渓流等に対しては治山ダム工等を施工し、土石流及び渓床、渓岸の荒廃を防止し、渓流の安定及び山脚の固定を図り、流出土砂による被害を未然に防止する。

また、既設工作物については常時点検を行い適切な施設の維持管理に努める。

第6 ダム

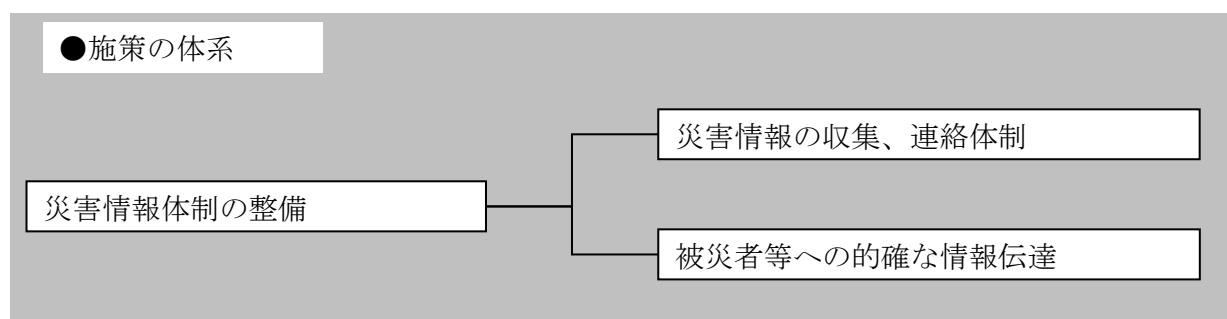
菅野ダム、弥栄ダム、生見川ダムについては老朽施設の改築、機器の更新等により耐震性の強化を図るとともに、未設置ダムに地震計を整備し、地震発生後の初動対応による被害予測、初動体制の確立、迅速かつ効率的な構造物の点検が可能となるよう万全の管理予防体制を講じる。

第7 ため池

農業用ため池のうち、老朽化の甚だしいもの及び耐震構造に不安があるものについては現地調査を実施し、施設の危険度を判定後、堤体の補強、漏水防止、余水吐及び取水施設等の改善を行うとともに、適切な維持管理に努める。

第9章 災害情報体制の整備

災害発生時には、初動期の緊急対策、応急対策を迅速かつ的確に実施する上で的確な災害情報の収集・連絡体制の構築が最重要である。そのため、災害情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の整備拡充を図る必要がある。あわせて、被災者等への的確な情報を提供する体制及び施設、設備の整備を促進する必要がある。



第1節 災害情報の収集、連絡体制

市の主な担当	危機管理課、総務課、情報統計課
--------	-----------------

第1 情報通信体制の確保

1 通信機器の安全対策

災害時の災害情報の収集、伝達機能に支障をきたさないように市及び防災関係機関は、次の安全対策を講じるものとする。

(1) 非常用電源の確保

自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。また、断水時への備えについても配慮したものとする。

(2) 地震対策

ア 各種機器には転倒防止措置を講じるものとする。

イ 気象情報、災害情報等の情報収集伝達機器等が設置される場所は、振動を緩和する免震床等とすることについても検討を行っていく。

2 通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図っていくものとする。

3 非常通信の確保

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図るものとする。

第2 通信網の拡充整備

1 通信網の整備

市は、被害状況の把握、防災関係機関との間の情報連絡等に必要な通信網の整備を進めできているが、さらに整備充実を図る観点から次の対策を講じるものとする。

- ・管内防災関係機関、応急対策実施機関等との間に地域防災無線網の整備
- ・移動系防災行政無線網の充実
- ・同報系無線網の整備促進
- ・消防無線全国波の整備促進

2 多様な情報収集ルートの確保

多様な情報収集ルートを確保する観点から、民間企業等（アマチュア無線等による移動系の活用）、報道機関、住民等からの情報収集ルートについても整備を進める。

3 画像による情報収集システムの検討

機動的な情報収集活動に威力を発揮する防災ヘリコプターの導入、画像による情報収集システムとしてのヘリコプターテレビ電送システム等の整備について、県に協力して検討する。

4 インターネットの活用

インターネットによる通信手段の整備を進める。

第3 情報収集・伝達体制の整備

市及び防災関係機関は、災害発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障をきたさないようにするため体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても適切に対処できる体制となるようにするものとする。

- ・情報収集連絡窓口の明確化、責任者、担当者の指定
- ・被災現場での情報収集担当地域及び担当者の指定、情報収集資機材の確保対策等
- ・通信機器の運用計画
- ・航空機、車両等による機動的な収集活動ができるよう関係機関との事前調整

第4 観測機器等の整備

1 観測機器等の整備

市は国及び県が地震計等の観測機器を設置する場合、用地のあっせん等について積極的に協力するものとする。

2 情報処理分析体制等の整備

(1) 災害情報データベースシステムの整備

市は日頃から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、ハザードマップの作成、地理情報システムづくりに努めるなど、災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

(2) 情報の分析整理

市は収集した情報を的確に分析整理するため必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステムづくりに努めるものとする。

第5 電気通信事業者

西日本電信電話株式会社は、被災地に対する通信の途絶防止対策、異常輻輳対策、災害応急対策用資機材の整備、社員等の動員体制の整備、部外機関に対する応援又は協力要請体制の整備及び防災訓練の実施に努めるものとする。

第2節 被災者等への的確な情報伝達

市の主な担当	危機管理課、広報戦略課
--------	-------------

災害発生後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るために、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。このため、市においては情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図っていく。

第1 情報伝達手段の整備

市は防災メール、緊急速報メール、緊急テロップ放送等を活用した情報提供を行うとともに、防災行政無線の整備を推進する。

また、全国瞬時警報システム（Jアラート）により国から受信した内容を防災行政無線や防災メール等により、住民に速やかに情報伝達を行うよう努める。

第2 情報伝達体制の整備

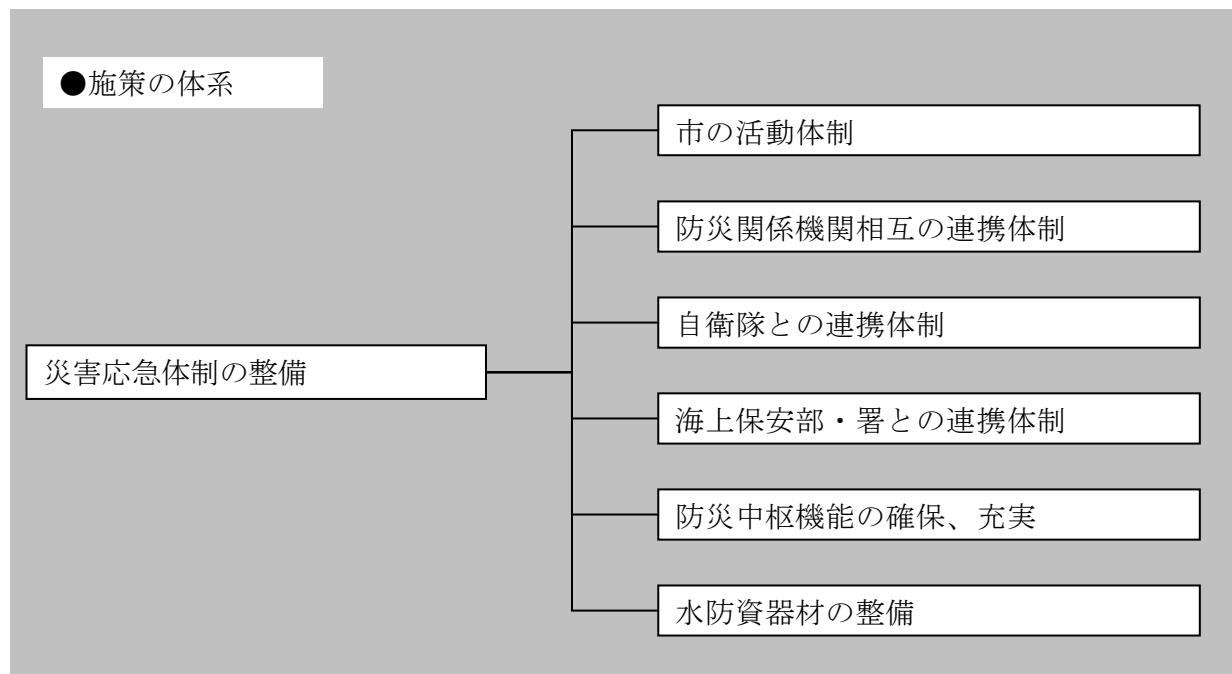
被災者の情報ニーズは時間の経過とともに変化し、これに的確に対応していくためには市の対応だけではなく、放送事業者を含めた情報伝達体制の整備が必要となる。

第3 被災者に提供する情報の整理

被災者等に提供すべき情報について市はあらかじめ整理し、住民等からの問合せに対応できる体制を整備しておくものとする。

第10章 災害応急体制の整備

災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は災害応急体制を整備するとともに、防災関係機関相互の連携を強化する必要がある。



第1節 市の活動体制

市内に地震、洪水、高潮等による災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、法令及び本計画の定めるところにより市、県、国、防災関係機関及び市民は一致協力して災害応急対策を実施するとともに、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。このため、応急対策活動の実施に必要な市の活動体制を定め、万全を期するものとする。

市の主な担当	全部局
--------	-----

第1 配備体制の種別及び配備基準

災害対策本部設置前、設置後の災害対策の活動に当たってとるべき配備体制の種別及び配備基準は次のとおりとする。

配備体制	配備基準	
	風水害等の配備基準	地震発生時の配備基準
早期警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 注意報、警報が発表されていない状況下において、台風の接近、天候悪化の予報等により被害の発生がある程度予測でき、早期の避難所開設等の措置が必要と認めたとき 	
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、高潮の各注意報のいずれか1つ以上が発表され、危機管理課長若しくは各支所長又は各総合支所地域振興課が必要と認めたとき 上位体制からの体制縮小時 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度3の地震が発生したとき 山口県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表されたとき その他、危機管理課長が必要と認めたとき
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、高潮の各警報のいずれか1つ以上が発表されたとき 大雪、暴風雪、暴風、波浪の各警報のいずれか1つ以上が発表され、各所属長が必要と認めたとき 上位体制からの体制縮小時 その他、危機管理監が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度4の地震が発生したとき 津波警報が発表されたとき その他、危機管理監が必要と認めたとき
災害警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> 相当規模の災害の発生のおそれがあるとき その他、副市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度5(弱・強)の地震が発生したとき その他、副市長が必要と認めたとき
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報が発表されたとき 避難勧告を発令するなど相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき その他、市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき 避難勧告を発令するなど相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 津波警報(大津波)が発表されたとき その他、市長が必要と認めたとき
災害復旧本部体制	<ul style="list-style-type: none"> 相当規模の災害が発生し、復旧・復興対策の実施が必要なとき その他、市長が必要と認めたとき 	

第2 配備体制の活動内容・動員計画

1 体制の活動内容・動員計画

各配備体制の活動内容及び動員計画は、次のとおりとする。

市の活動体制

	体制の活動内容	動員計画
早期警戒体制	<p>本庁舎、総合支所に早期警戒体制を配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象情報の収集 連絡調整 早期の避難所開設 その他必要な措置の検討 	<p>【体制の責任者】副市長 【早期警戒体制員】 危機管理監、総務部長、市民生活部長、環境部長、健康福祉部長、農林水産担当部長、建設部長、教育次長、消防長 【出務対象】 避難所運営員、地域支部及び地区対策班、その他会議で必要と判断された用務に従事する職員</p>

<p>注意体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁舎、総合支所に注意体制を配置 ・気象情報、地震及び津波情報の収集 ・連絡調整 	<p>【出 務】</p> <p>《大雨、洪水、高潮の各注意報》 所属課長又は危機管理課長の判断で出務準備 《地震》 危機管理課長、各総合支所地域振興課（震度3）</p>
<p>警戒体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁舎、総合支所に警戒体制を配置 ・気象情報、地震及び津波情報の収集 ・連絡調整 ・被害情報の収集、とりまとめ ・状況により更に上位体制に迅速に移行 	<p>【出 務】</p> <p>次の所属は、別紙により出務、出務準備等</p> <p>危機管理課 各総合支所地域振興課・農林建設課 下水道課 都市排水施設課 農林振興課 道路課 河川課 建築住宅課 水産港湾課</p> <p>※その他の課は、所属課長又は危機管理課長の判断により出務準備とする。</p>
<p>災害警戒本部体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁舎に災害警戒本部を設置 ※災害対策本部体制と同じ4部3班体制 ・気象情報、地震及び津波情報の収集 ・連絡活動（被害情報の収集、とりまとめ） ・早期開設する緊急避難場所の運営等 ・予防措置（避難準備情報の発令） ・事態の推移に伴い災害対策本部体制に切り替えうる体制とする 	<p>【災害警戒本部長】 副市長 【災害警戒副本部長】 危機管理監 【災害警戒本部員】</p> <p>総務部長 市民生活部長 環境部長 健康福祉部長 農林水産担当部長 建設部長 都市開発部長 教育次長 消防長 水道局副局長</p> <p>【出務対象】 全職員 ※出務人数は責任者の判断で調整</p>
<p>災害対策本部体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁舎に災害対策本部・緊急初動班、総合支所に地域支部、消防本部に消防対策部、出張所等に地区対策班を設置 避難所等への避難所運営班を派遣 ・気象情報、地震及び津波情報の収集 ・連絡活動（被害情報の収集、とりまとめ） ・災害応急対策の実施（避難勧告・指示発令、緊急避難場所、避難所の運営、関係機関への応援の要求、救援・救出等） ・事態の推移に伴い災害復旧本部体制に切り替えうる体制とする 	<p>【災害対策本部長】 市長 【災害対策副本部長】 副市長 【災害対策本部員】</p> <p>総務部長 危機管理監 総合政策部長 政策審議官 市民生活部長 環境部長 健康福祉部長 保健担当部長 地域医療担当部長 産業振興部長 農林水産担当部長 建設部長 都市開発部長 教育長 教育次長 消防長 水道局長 水道局副局長</p> <p>【出務対象】 全職員 ※出務人数は責任者の判断で調整</p>
<p>災害復旧本部体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁舎に災害復旧本部を設置 ※災害対策本部体制と同じ4部3班体制 ・連絡活動（被災状況の収集、とりまとめ） ・り災台帳の整備 ・災害復旧・復興対策の実施（被災者の生活再建、各種支援活動等） 	<p>【災害復旧本部長】 市長 【災害復旧副本部長】 副市長 【災害復旧本部員】</p> <p>総務部長 危機管理監 総合政策部長 政策審議官 市民生活部長 環境部長 健康福祉部長 保健担当部長 地域医療担当部長 産業振興部長 農林水産担当部長 建設部長 都市開発部長 建築政策担当部長 教育長 教育次長 消防長 水道局長 水道局副局長</p> <p>【出 務 対 象】 全職員 ※出務人数は責任者の判断で調整</p>

2 体制の責任者

体 制	体制の責任者		
	責任者在席の場合	責任者不在の場合	
		第1順位	第2順位
早期警戒体制	副市長	危機管理監	総務部長
注意体制	危機管理課長	危機管理課防災班長	危機管理課職員
警戒体制	危機管理監	危機管理課長	危機管理課防災班長
災害警戒本部体制	副市長	危機管理監	総務部長
災害対策本部体制	市長	副市長	危機管理監
災害復旧本部体制			

3 体制の配備連絡

連絡の措置	連絡方法	
勤務時間中における連絡の措置	それぞれの体制に応じて、庁内放送又は電話・テレビ会議システム等により連絡する。	
勤務時間外における連絡の措置	早期警戒体制	危機管理課からメール連絡
	注意体制	動員計画の出務課職員が自主参集
	警戒体制	動員計画の出務課職員が自主参集
	災害警戒本部体制	全職員が自主参集 必要に応じ危機管理課からメール連絡
	災害対策本部体制	必要に応じ責任者から電話等により連絡

4 各配備体制の解除と移行

各配備体制の解除は、次のとおりとする。

	配備体制解除の基準	体制移行
早期警戒体制の解除	・副市長は、次の基準に達した場合は、早期警戒態勢を解除する。	
	・体制の原因となった台風や大雨等による災害発生のおそれがなくなったと認めるとき。	平常業務体制へ移行
	・災害発生への警戒のため、災害警戒本部体制又は災害対策本部体制への移行を決定したとき。	災害警戒本部体制又は災害対策本部体制へ移行
注意体制の解除	・危機管理課長は、次の基準に達した場合は、注意体制を解除する。	
	・注意体制の原因となった気象注意報が解除されるなど、予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき。	平常業務体制へ移行
	・注意体制の原因となった地震情報による、災害が発生するおそれが解消したと認めるとき。	
警戒体制の解除	・大雨、洪水、大雪、暴風雪、暴風、波浪、高潮の各警報のいずれか1つ以上が発表又は災害が発生し、危機管理監が警戒体制の設置を認めるとき、又は副市長が災害警戒本部体制の設置を認めるとき。	警戒体制又は災害警戒本部体制へ移行
	・危機管理監は、次の基準に達した場合は、警戒体制を解除する。	
	・警戒体制の原因となった気象警報が解除されるなど、災害発生のおそれがなくなったと認めるとき。	注意体制又は平常業務体制へ移行
災害警戒本部体制の解除	・警戒体制設置の原因となった地震による災害発生のおそれがなくなったと認めるとき。	
	・発生した被害の応急対策の措置が完了したと認めるとき。	
	・事態の推移により、大規模な災害が発生し、副市長が災害警戒本部体制の設置を認めるとき、又は市長が災害対策本部の設置を認めるとき。	災害警戒本部体制又は災害対策本部体制へ移行
災害対策本部体制の解除	・副市長は、次の基準に達した場合は、災害警戒本部体制を解除する。	
	・災害警戒本部体制の原因となった災害発生のおそれがなくなったと認めるとき。	警戒体制又は注意体制へ移行
	・発生した被害の応急対策の措置が完了したと認めるとき。	
災害復旧本部体制の解除	・事態の推移により、大規模な災害が発生し、市長が災害対策本部の設置を認めるとき。	災害対策本部体制へ移行
	・災害対策本部長は、次の基準に達した場合は、災害対策本部体制を解除する。	
	・災害対策本部設置の原因となった地震情報による、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき。	災害警戒本部体制へ移行
災害復旧本部体制の解除	・災害対策の措置が完了したと認めるとき。	
	・緊急避難場所、避難所の閉鎖を認めるとき。	
	・相当規模の災害が発生するおそれが解消したと認めるとき。	災害復旧本部体制へ移行
災害復旧本部体制の解除	・事態の推移に伴い市長が災害復旧本部体制に切り替える体制と認めるとき。	
	・災害復旧本部長は、次の基準に達した場合は、災害復旧本部体制を解除する。	
	・災害復旧・復興対策の措置が完了したと認めるとき。	災害対策本部体制及び平常業務体制へ移行
	・その他市長が、必要がなくなったと認めるとき。	

第3 災害対応・即時対応体制の配備

災害対応体制において、災害の発生が切迫し又は災害が発生している際、本部の意思決定を迅速かつ継続的に行うため、消防本部、消防団等関係機関と連携した体制を配備する。

1 災害対応・即時対応体制の意思決定手順

《災害対策本部の例》

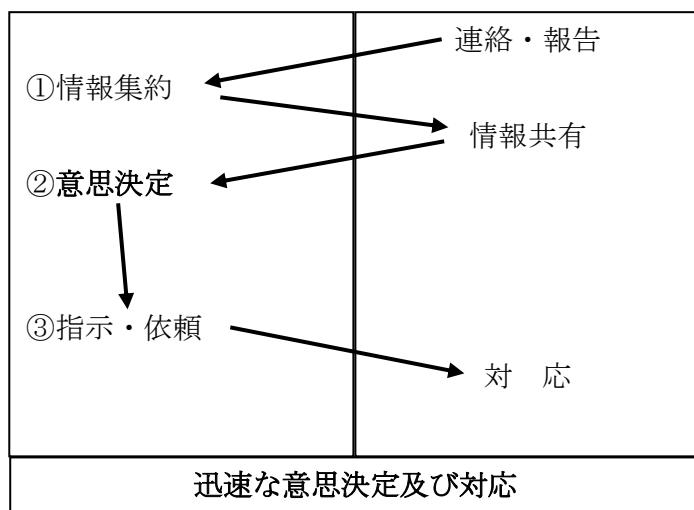
・災害対策本部会議の開催

本 部

①情報集約 ↓
②会議開催日時決定 ↓
③本部員招集 ↓
④会議を開催 ↓
⑤意思決定
会議を実施し意思決定

・災害対策本部・即時対応体制

本 部	災害対応部署・機関等
-----	------------



2 即時対応体制の出務

本部体制	責任者	援職員 (危機管理課及び応)	即時対応体制出務者								その他関係機関
			市役所	市の災害対応部署		建設部	支所	総合支所	出張所	岩国地区消防組合	
災害警戒 本部体制	副市長	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△
災害対策 本部体制	市 長	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△

※・△は、体制責任者の判断により指示・依頼を行う。

・警戒体制以下の体制においても、体制責任者（危機管理監）の判断により、即時対応体制に準じた体制とする。

第2節 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要となることから、市、県及び防災関係機関は、応急・復旧活動に関し、相互応援協定を締結するなどして、平常時から連携を強化しておくものとする。

市の主な担当	危機管理課、消防本部
--------	------------

第1 相互応援協定の締結

災害時において、積極的な協力が得られるように、消防相互応援協定、災害時相互応援協定及び災害応急対策上必要な事項に関する各種団体等との協定の締結を推進するものとする。

第2 警察及び消防の支援体制の整備

警察及び消防は、全国的に組織された広域緊急援助隊等及び緊急消防援助隊の県内援助隊に係る体制及び資機材等の整備を図るものとする。

第3 応援機関の活動体制の整備

市は、近隣市町、近隣県等からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備しておくものとする。

あわせて、救援活動において重要な臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。

第3節 自衛隊との連携体制

担当	危機管理課、基地政策課
----	-------------

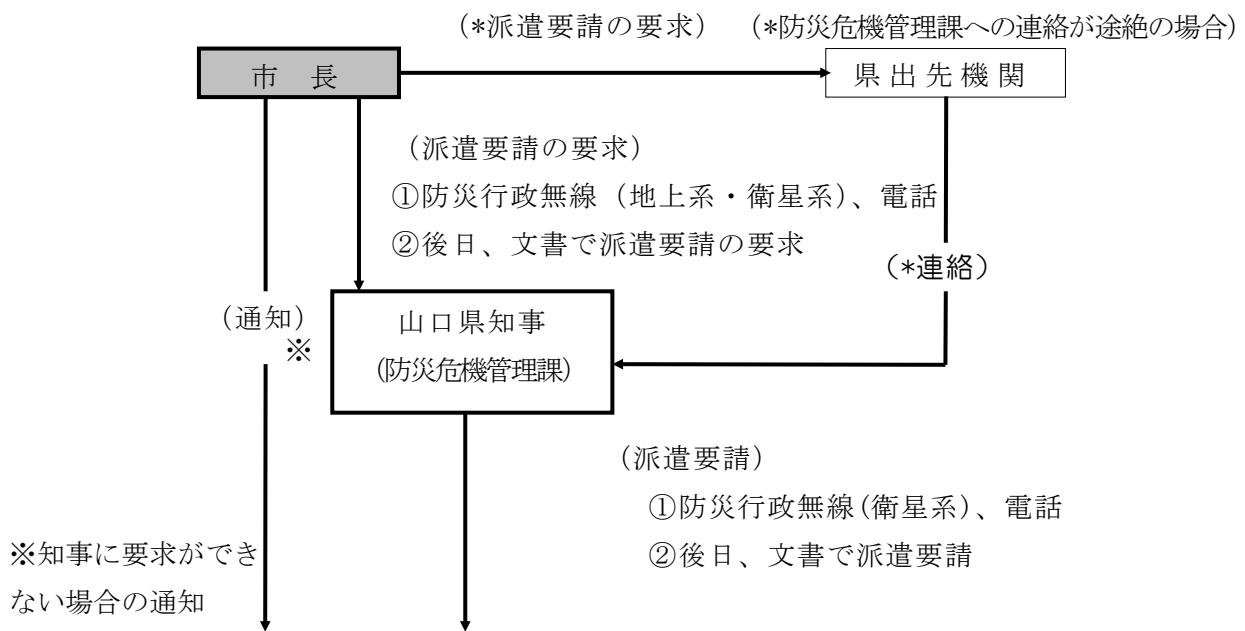
第1 市の対応

市は、災害時に県に自衛隊の派遣要請依頼ができる場合に備えて、自衛隊の災害応急活動が円滑にできるよう、あらかじめ次の事項等を定め必要な準備を整えておくものとする。

- ・要請の手順及び要請先
- ・連絡調整窓口
- ・連絡方法
- ・連絡先

第2 連絡のフロー

市長は、以下のフローに従って派遣要請を行うものとする。



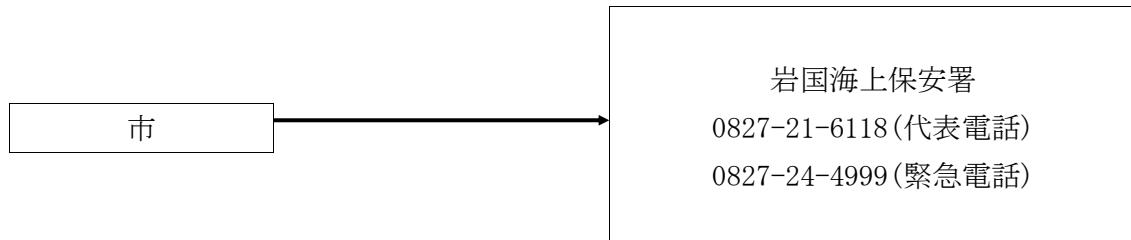
部隊名	電話番号	部隊名	電話番号
陸上自衛隊第17普通科連隊	083-922-2281	海上自衛隊第31航空群	0827-22-3181
陸上自衛隊中部方面総監部	0727-85-0001	海上自衛隊小月教育航空群	083-282-1180
陸上自衛隊第13旅団	082-822-3101	海上自衛隊下関基地隊	083-286-2323
航空自衛隊第12飛行教育団	0835-22-1950	海上自衛隊吳地方総監部	0823-22-5511
航空自衛隊航空教育隊	0835-22-1950	海上自衛隊佐世保地方総監部	0965-23-7111
航空自衛隊西部航空方面隊	092-581-4031	自衛隊山口地方協力本部	083-922-2325

第4節 海上保安部・署との連携体制

市の主な担当 危機管理課、消防本部

市は、海上での災害防止、災害時の海上輸送等における応急対策活動（救急業務）が円滑に実施できるよう、岩国海上保安署との間の連携体制の整備・維持に努める。

連絡網



第5節 防災中枢機能の確保、充実

市の主な担当	危機管理課、総務課、情報統計課、錦中央病院、美和病院
--------	----------------------------

災害発生時において円滑な活動を行うためには、防災中枢機能の確保が前提となることから、防災中枢機能を果たす施設、設備等について安全性の確保及び充実を図ることが望まれる。このため次の対策を講じるものとする。

第1 耐震診断の実施

既存の施設設備にあっては、安全点検、浸水対策、耐震診断を計画的に実施し、必要に応じて改修・補強工事を実施していく。

第2 抛点施設の整備

防災中枢機能を持った災害対策活動の拠点施設（本庁舎及び本庁舎前空地、各総合支所、各出張所、防災備蓄センター、いわくに消防防災センター）の整備に努める。

第3 代替機能施設の整備

本庁舎等の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設の整備に努める。

第4 自家発電設備の整備

本庁舎並びに医療機関等災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう、代替エネルギー系統の活用を含めた、自家発電設備の整備を推進する。

第5 各種データ及び公用令書等の管理保存体制の整備

重要データ、書類、台帳などの資料の被災を回避するため、各種データ及び公用令書等の整備保全に努める。

第6節 水防資器材の整備

市の主な担当	危機管理課、河川課
--------	-----------

第1 水防資器材の備蓄状況

市内の水防資器材は、岩国市内の各所の水防倉庫及び県（岩国土木建築事務所）の水防倉庫に各種水防用資器材が備蓄されている。

危険箇所付近における土砂、竹木等の採取について、それらの所有者と事前に協議あるいは契約を締結する等により確保し、災害の発生に備えるものとする。

第2 水防資器材の整備対策

1 備蓄基準

指定水防管理団体は、おおむね重要水防箇所内の堤防の延長 2 kmについて 1 箇所の水防倉庫又は資材備蓄場所を設置し、岩国市水防計画に定める基準による資材器具を準備しておくものとする。

2 整備対策

(1) 水防施設及び資器材の整備計画

新たに水防倉庫を必要とする箇所及び既設の倉庫で改築の必要があるものについては、年次計画により整備を行うものとする。また、水防資器材についても、過去の災害実績から見て現有のものが不足していると見なされる箇所については、順次補充を行う。

(2) 水防倉庫管理責任者

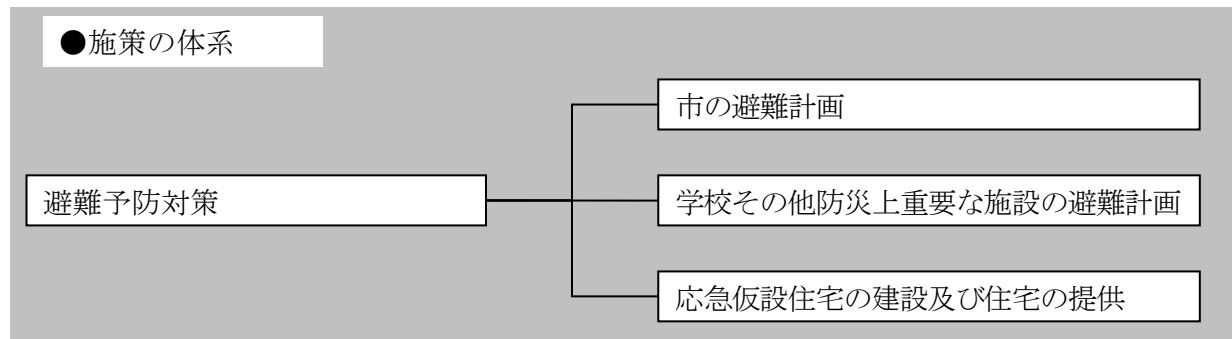
水防倉庫及び備蓄資器材を管理するため、市担当課長、出張所長及び消防団分団長をその区域の水防倉庫管理責任者に定め、管理にあたらせる。

(3) 水防施設等の点検

危機管理課は毎年 1 回点検を行い、整備補充等を実施する。

第 11 章 避難対策

災害時において、住民の生命、身体の安全、保護を図るため、また、震災時の余震、浸水被害、火災等から住民を守るために、避難誘導、避難場所等について、あらかじめ避難計画を策定しておく。



第 1 節 市の避難計画

市の主な担当	危機管理課、広報戦略課、社会課、高齢者支援課、障害者支援課、健康推進課、介護保険課、関係各課、消防本部
--------	---

市は次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において要配慮者に配慮した計画となるよう努めるとともに、洪水・高潮・土砂災害等による被害のおそれのある地域の住民に日常から避難場所、避難路を周知し、個人の避難行動が容易となるよう啓発に努める。

第 1 避難場所の指定

地域性、施設及び周囲の安全性、被害想定を踏まえ、避難場所を指定する。

1 避難場所の考え方

災害対策基本法第 49 条の 4 の規定に基づき、あらかじめ避難場所を指定しておくものとし、指定緊急避難場所には、大規模地震発生時等に多数の住民等が避難できる広域避難場所及び特別なケアを必要とする要配慮者等を収容できる福祉協定避難施設を含むものとする。

なお、指定外の避難場所として、被災地域近傍の小規模な空地を含む公園等があり、一時的な危険を回避し、あらかじめ指定する避難場所へ集団避難等を行う。

●指定緊急避難場所

種別	内容	指定するところ
緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための場所	小・中学校、その他公共施設、民間施設等
広域避難場所	多数の避難者が集まることができる大規模な空地を含む場所	公園、グラウンド、河川敷等
福祉協定 避難施設	要配慮者のうち、特別なケアを必要とする避難者を受け入れる施設	高齢者福祉施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設等

2 避難場所の指定の留意事項

避難場所を指定する場合、安全で多数の市民を収容できることとし、以下の事項に留意して災害種別ごとの適否に応じて指定する。

- ・洪水等による浸水などの危険がないこと
- ・土砂災害などによる危険がないこと
- ・高潮による浸水などの危険がないこと
- ・耐震性・防火性が確保されていること
- ・津波による浸水などの危険がないこと
- ・その他の災害に対して安全と判断できること

3 避難場所の収容人員の算定

1人あたりの必要面積は、おおむね 2 m²以上として収容人員を算定する。

4 避難場所の区分け

- (1) 避難場所の区分けの境界線は小学校区単位、自治会等を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断しての避難とならないよう配慮した区分けとする。
- (2) 各地区の歩行距離、危険負担がなるべく均等となるよう配慮する。
- (3) 避難人口は被害想定における被災者数を対象とする。

5 避難場所となる施設管理者との事前協議

- (1) 施設管理者とあらかじめ協議し、必要に応じて使用にあたっての協定等を取り交わしておく。
- (2) 連絡方法及び連絡事項について定めておく。
- (3) 管理責任者を予定しておく。

6 住民への周知

指定した避難場所については、緊急の場合直ちに避難することができるよう住民に十分周知する必要がある。

- ・標示板の設置
- ・防災訓練等を通じての浸透
- ・広報紙、ホームページ等の掲載

第2 避難所の指定

災害対策基本法第49条の7の規定に基づき、災害の危険性があり、あらかじめ立退き避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として避難所を指定する。

なお、指定避難所は、指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

第3 経路及び誘導方法

高齢者、障害者等の避難行動要支援者に対する避難誘導（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）について考慮した内容に努め、避難誘導計画を作成する。

1 避難誘導体制

(1) 誘導担当者

誘導担当者としては、①警察官、②消防職員、③市職員、④消防団、⑤自主防災組織の会員等が考えられるが、夜間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、市職員以外に地域における誘導担当者として、消防団員、自主防災組織の協力者を選ぶ。

(2) 避難指示者（市長、警察官、海上保安官）と誘導担当機関との連絡

避難指示者と誘導担当者は異なる場合が多いため、相互の連絡を密にして意志の疎通を図る。

(3) 避難誘導標識等の整備

避難誘導標識等の整備に努め、日頃から地域住民に避難場所及びその位置、避難経路の周知徹底を図ること。

(4) 集団避難

避難誘導に重要な役割を担う公園等の整備に努め、被災地域近傍の公園等に避難者を集合させたのち、あらかじめ定める指定の避難場所に自治会単位を原則に地区ごとの集団避難を図る。この場合、高齢者、障害者、傷病者等の避難行動要支援者を優先して避難誘導する。

2 避難経路の選定

- 1) 避難経路を2箇所以上選定する。
- 2) 相互に交差しない。
- 3) 火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。
- 4) 住民の理解と協力を得て選定する。

第4 携帯品の制限

携帯品については、災害の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定めておくものとする。

携帯品として認められるもの

貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、若干の食料・飲料水及び日用品等

第5 避難所の運営管理

避難所における活動を円滑に実施するために必要となる事項について、あらかじめ定めた避難所運営等マニュアルを作成しておくものとする。

- ・管理運営体制の確立
- ・避難者名簿の作成
- ・避難収容中の秩序保持
- ・災害情報等の伝達
- ・各種相談窓口の設置
- ・医療機関への移送体制

第6 避難所の整備に関する事項

避難所の運営に必要な資機材、設備等をあらかじめ整備することに努める。

- ・避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、照明等）
- ・避難所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、通信機器等）
- ・災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ等）
- ・避難所での備蓄
(食料品、水、常備薬、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資)

第2節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

市の主な担当 健康福祉部、危機管理課、学校教育課

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は次の事項に留意し、関係機関と協議のうえ、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど避難について万全を期するものとする。

第1 学校及び幼児教育施設

それぞれの地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項に留意し避難計画を作成する。

第2 病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項に留意し避難計画を作成する。

第3 福祉関係施設

入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項に留意し避難計画を作成する。

第4 その他防災上重要な施設

避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項に留意し避難計画を作成する。

第5 本計画に記載された要配慮者利用施設

本計画資料編第9章に名称及び所在地が記載された要配慮者利用施設は、それぞれが立地する区域（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域）に対応した法令（水防法第15条、土砂法第8条、津波地域づくり法第54条）の規定に基づき、避難確保計画を作成するとともに、計画に基づく避難訓練を実施する。

第3節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

市の主な担当	建築住宅課、社会課
--------	-----------

市及び県は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

第1 建設可能用地の把握

応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握し、供給体制の整備をしておく。

第2 資機材の調達・供給体制の整備

応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。

第3 選考基準、入居手続き等の整備

公営住宅等の空家状況を常に把握し、災害時における被災者への迅速な提供、入居にあたっての選考基準、入居手続き等についてあらかじめ定めておく。

第12章 災害警戒区域等における警戒避難体制の整備等

市は、土砂災害警戒区域等、浸水想定区域及び津波災害警戒区域における警戒避難体制について、各関連法令等に基づき整備する。

第1節 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備等

市の主な担当	危機管理課
--------	-------

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項各号の規定に基づき、土砂災害警戒区域等における警戒避難体制を以下のとおりとする。

第1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達

1 情報収集要領

岩国市全域のすべての土砂災害警戒区域等について、山口県土木防災情報システム、気象庁大雨警報（土砂災害）危険度分布、雨量指標R'（アールダッシュ）等の監視により、土砂災害危険度に関する情報収集を行うこと。

2 情報伝達要領

メール、アプリ、電話、FAX、岩国市ホームページ等の各種情報伝達システムを活用するとともに、対象地域の防災行政無線の使用により住民への伝達に努める。

3 予報又は警報の発令

本計画別冊「岩国市避難情報発令基準」による。

4 予報又は警報の伝達要領

岩国市避難情報発令基準に「注意情報」及び「警戒情報」を設け、予報又は警報として住民に知らせる。伝達要領は、上記2の情報伝達要領による。

第2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

第2編第6章「第1節 避難場所の整備」及び「第2節 避難路の整備」による。

また、ハザードマップ及び避難場所等の場所を示した印刷物等の配布により住民に周知する。

第3 土砂災害に係る避難訓練の実施

第2編「第1章 防災訓練の実施」による。

第4 警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地

資料編「第9章 災害危険箇所9-15」のとおり。

第5 救助に関する事項

第3編「第4章 救助・救急、医療活動計画」による。

第2節 浸水想定区域における警戒避難体制の整備等

市の主な担当	危機管理課
--------	-------

水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項各号の規定に基づき、浸水想定区域における警戒避難体制を以下のとおりとする。

第1 洪水予報等の伝達

メール、アプリ、電話、FAX、岩国市ホームページ等の各種情報伝達システムを活用するとともに、対象地域の防災行政無線の使用により住民への伝達に努める。

第2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

第2編第6章「第1節 避難場所の整備」及び「第2節 避難路の整備」による。

また、ハザードマップ及び避難場所等の場所を示した印刷物等の配布により住民に周知する。

第3 雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施

第2編「第1章 防災訓練の実施」による。

第4 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地

資料編「第9章 災害危険箇所9-14」のとおり。

第3節 津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備等

市の主な担当	危機管理課
--------	-------

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第54条第1項各号の規定に基づき、津波災害警戒区域における警戒避難体制を以下のとおりとする。

第1 津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達

1 情報収集要領

第3編第2章第1節「第1 津波警報・注意報及び地震・津波情報に係る伝達」による。

2 情報伝達要領

メール、アプリ、電話、FAX、岩国市ホームページ等の各種情報伝達システムを活用するとともに、対象地域の防災行政無線の使用により住民への伝達に努める。

3 予報又は警報の発令

本計画別冊「岩国市避難情報発令基準」による。

4 予報又は警報の伝達

上記 2 の情報伝達要領による。

第 2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

第 6 編「岩国市津波避難計画」による。

また、ハザードマップ及び避難場所等の場所を示した印刷物等の配布により住民に周知する。

第 3 津波避難訓練の実施

第 5 編「第 5 章 防災訓練計画」による。

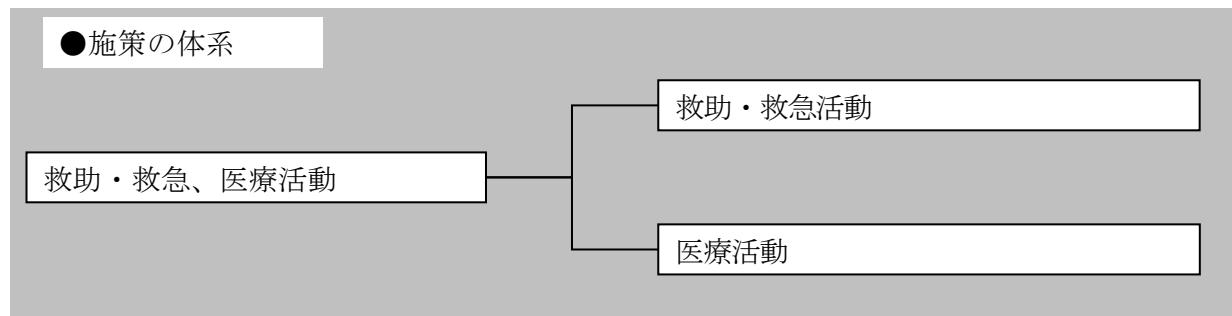
第 4 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地

資料編「第 9 章 災害危険箇所 9-16」のとおり。

第13章 救助・救急、医療活動

大規模災害発生時には、救助・救急、医療救護を必要とする大量の負傷者の発生が予想される。発災当初における最も重要な活動は一人でも多くの人命を救助することにある。

このため、市、県及び防災関係機関が一体となった活動が早期に実施できるよう、救助・救急、医療活動に係る初動体制の確立を図ることが求められる。



第1節 救助・救急活動

市の主な担当	消防本部
--------	------

第1 消防相互応援協定の締結推進

大規模災害に備えた救助・救急活動体制の確立のために消防相互応援協定を締結する。

第2 受入体制の整備

消防相互応援協定等に基づく応援者等の受入れや現場における活動が円滑に実施されるよう受入窓口、活動体制についての受入計画をあらかじめ定めておく。

第3 地域防災訓練の実施

地域防災力の向上を目的とした、地域に密着した消防団、自主防災組織等に対する訓練を実施する。

第4 常備消防力の強化

常備消防力の強化を目的とした、高度な救助・救急業務に対応するための救助・救急隊員の充実に努め、都市型救助等の高度救助技術の導入や救急業務の高度化を推進する。

第5 消防資機材の整備充実

常備消防力の強化を目的とした、救助工作車、救急自動車、ファイバースコープ等救助・救急用資機材の整備充実に努める。

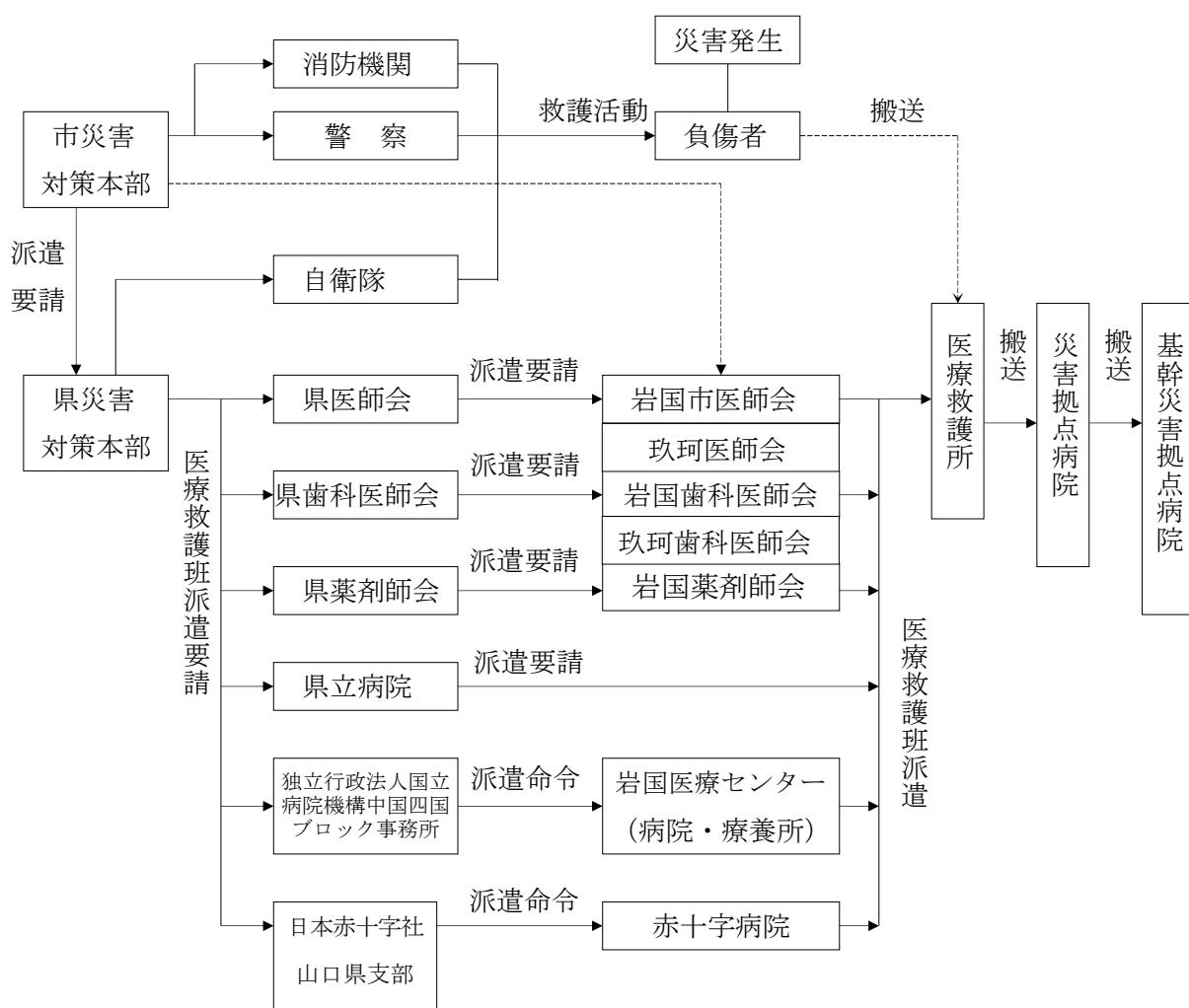
第2節 医療活動

市の主な担当	社会課、健康推進課、地域医療課、錦中央病院、美和病院
--------	----------------------------

第1 医療救護活動体制の確立

市は、災害時における医療救護活動を県及び関係機関と調整のうえ、確立しておく。

医療救護活動体制



1 市の体制整備

(1) 医療救護所の設置場所

医療救護所の指定及び整備をするとともに住民へ周知する。設置場所は原則として緊急避難場所、避難所、災害現場とする。

(2) 医療救護班の編成

管内医療機関で構成する医療救護班の編成体制を整備する。

(3) 医師会等との連携

岩国市医師会、玖珂医師会、岩国歯科医師会、玖珂歯科医師会、岩国薬剤師会と連携して、緊急出動体制の整備等を推進し、医療救護体制を確立する。

(4) 救急法の普及

県、医療機関と連携して救急法、家庭看護知識の普及に努める。

2 県及び指定地方行政機関等の体制整備

(1) 県

県は、市が行う医療救護体制の確立について応援、補完するとともに、緊急出動体制の整備、災害医療拠点病院の整備、救急医療情報システムの整備、緊急輸送ルートの確保、医療救護所として健康福祉センターの整備等を行う。

(2) 独立行政法人国立病院機構中国四国ブロック事務所

独立行政法人国立病院機構中国四国ブロック事務所は、岩国医療センターの医療救護班の編成、出動体制の整備、調整を行う。

(3) 日本赤十字社山口県支部

日本赤十字社山口県支部は、医療救護班の編成、出動体制の整備や災害医療拠点病院としての整備をする。

(4) 県医師会及び県歯科医師会等

県医師会及び県歯科医師会等は、県からの応援要請に備えて医療救護班の編成、出動体制の整備に努める。

(5) 県薬剤師会

県薬剤師会は、県医師会等の行う医療救護活動を支援するため、医療救護組織を編成し、医療救護活動に必要な医薬品等の確保や調剤体制の整備に努める。

3 市民の備え

(1) 医薬品の準備

軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備しておく。

(2) 応急手当等の技術習得

市、県、日本赤十字社山口県支部及び医療機関が実施する応急救命手当等の技術習得に努める。

(3) 常備薬

慢性疾患等のための常備薬については、その薬名を事前にメモしておく。

第2 健康管理体制の確立

1 市及び県の保健師、栄養士

市及び県の保健師、栄養士は、被災者に対して巡回指導により被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておく。

2 岩国健康福祉センター

岩国健康福祉センター（岩国環境保健所）は、メンタルヘルスケア体制の整備を図る。

第3 血液製剤の確保体制の確立

1 献血の啓発

市は、災害時における血液不足に備え、市民に対して献血を啓発する。

2 山口県赤十字血液センターとの連携

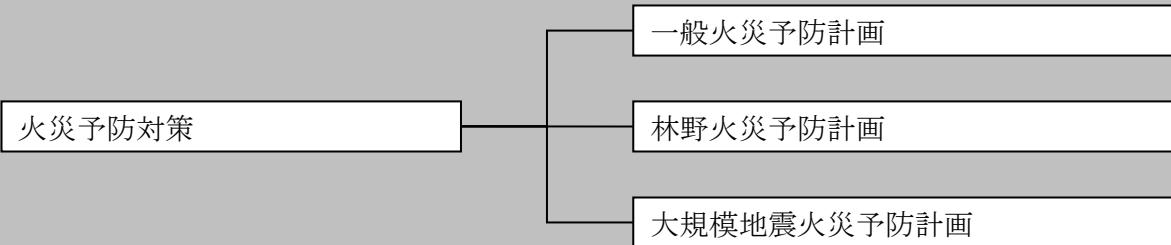
災害時の山口県赤十字血液センター等からの血液製剤の輸送体制の確立を図る。

第14章 火災予防対策

火災は市民に最も身近な災害で、いったん発生すると貴重な人命と財産を一瞬のうちに失い、また延焼拡大した場合は地域全体を焼失させ甚大な被害を発生させるおそれがある。

火災の発生を未然に防止し火災による被害の軽減を図るため、市は、必要な予防対策を推進する。

●施策の体系



第1節 一般火災予防計画

市の主な担当	危機管理課、高齢者支援課、障害者支援課、介護保険課、建築住宅課、建築指導課、文化財保護課、消防本部
--------	---

第1 火災予防対策の推進

1 火災予防思想の普及啓発

火災予防思想の普及啓発については従来から積極的に取り組んできているが、なお一層の徹底を図るため、市、消防機関は、関係団体等と協力して地域に密着した効果的な防火思想の普及啓発活動を推進する。

特に春季・秋季の全国火災予防運動期間中には、講習会の開催、広報車の巡回広報、広報紙の配布、防災行政無線(同報系)・新聞・ラジオ等報道機関の利用等あらゆる機会をとらえ、火を出さないための運動を開催する。

(1) 地域に密着した防火、防災思想の普及啓発

防火思想普及の徹底を図るため、広報用素材の充実、広報メディアの拡充、広報素材の有効活用等を図り、関係機関並びに団体と協力して防火対策の必要性を明確に伝える親しみやすい広報活動を開催する。また、市内に在住する外国人が多いことから、これらの外国人に対する火気の管理、避難等の必要な広報活動を行う。

- ・街頭広報や報道機関を活用した啓発活動
- ・イベント、集会等を利用した啓発活動
- ・巡回による啓発広報活動
- ・家庭訪問による防火指導
- ・学校、職場等における防火指導
- ・自主防災組織による啓発広報活動

2 火を使用する設備・器具等の防火安全性の確保

日常生活で用いる火を使用する設備・器具等からの出火を防止するため、これらの設備・器具等の設置及び取り扱い基準等を定めた条例（火災予防条例）の周知徹底を図る。

- ・炉、風呂釜等の火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準
- ・調理器具、ストーブ等の火を使用する器具の取扱いの基準
- ・指定数量未満の危険物及び危険物に準じる可燃性物品（指定可燃物）等の貯蔵又は取扱いの技術上の基準

3 住宅防火対策

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占めていることから、将来にわたり住宅火災による死者の大幅な低減を図るため、市、消防機関等は、効果的な住宅防火対策を推進する。

(1) 防火意識の高揚

住民の防火意識の高揚を図るために、住宅防火の現状と住宅防火対策の必要性等の周知徹底を図る。

- ア 住宅防火対策の必要性を明確に訴える親しみやすい広報活動を展開する。
- イ 地域の広報紙等の活用を図り、地域に密着した効果的な広報活動を推進する。
- ウ 市、消防機関、県等の共催による住宅防火講習会及び住宅防火対策を推進する。

(2) 住宅防火診断の実施

消防機関等で実施している住宅防火診断について、対象者に理解しやすい診断に努めるとともに、各種イベント、展示会等を活用するなどして、診断対象の拡大を図る。

(3) 住宅防火設計の普及の推進

住宅設計の専門技術者のみならず、住宅を建設しようとしている建築主等の住宅設計にあたっての防火、避難上の留意事項等の理解を深めるため、住宅防火講習会の開催等を行う。

(4) 住宅用防災機器等の普及

- ア 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置、防炎寝衣類等の性能、効果等の認識を深めるため、これらの住宅用防災機器等展示コーナーの設置促進等を図る。
- イ 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置等の設置を支援する住宅金融支援機構の割増し融資制度の周知を図るなどして、住宅用防災機器等の設置を促進する。

(5) 住宅防火モデル事業の推進

平成7年度から国において推進している住宅防火モデル事業の指定地域の拡大に努める。

4 地域における防火安全体制の充実

(1) 自主防災組織の整備充実

火災や地震等の災害から地域を守るには、市民一人ひとりの自覚と、近隣居住者相互の協力が不可欠となる。このため、地域の実情に応じた自治会、事業者、女性・高齢者・社会活動団体等による自主防災組織の育成を図るとともに、既存の防火クラブ（幼年・少年・婦人の各クラブ等）の活性化等についても一層推進する。

地域に密着した防災マップづくりのワークショップを開催し、手づくりの防災マップづくりをとおして防災意識の高揚を図る。

また、地域住民、自主防災組織等が火災等災害発生時において初期消火、救助救出活動が迅速に取り組めるよう推進する。

(2) 防火教育の充実

企業の自衛消防隊員、一般市民等の消防学校における防火防災知識・技術の向上を推進する。また、消防学校に入校困難な消防団員、市職員、市民等に対しては、移動消防学校の活用を図るなどして必要な知識・技能の習得の支援を行う。

(3) 消防訓練の実施

防火に関する技能の習得、啓発を図るため、消防機関、事業所等は消防訓練を定期的に行う。訓練は夜間等様々な条件に配慮し、居住宅・職場・学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。訓練は形式的なものとならないよう、訓練実施者は具体的な訓練目標を定め効果的な訓練の実施に努める。

第2 避難行動要支援者の防火安全性の確保

高齢者、障害者等の避難行動要支援者に対し火災等の災害のない生活の場を確保するため、市、消防機関及び関係団体等は以下の対策を推進する。

1 住宅防火対策（高齢者等の防火安全対策）の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占め、しかも65才以上の高齢者や障害者が被災する場合が多いことから、市及び消防機関等は高齢者・障害者住宅防火対策の効果的推進を図る。

- ・防火意識の高揚
- ・住宅防災用機器の普及
- ・住宅防火診断の実施

2 避難協力体制の確立

避難行動要支援者支援計画の策定をとおして、一人暮らしの高齢者、障害者等が適切に避難できるよう、消防団、自治会、自主防災組織、事業所等を含めた地域が一体となった避難協力体制の確立に努める。

3 その他の安全確保対策の推進

火災通報や救急通報等が迅速かつ効率的に行われるための自動通報（緊急通報システム）の普及促進を図る。また、高齢者、障害者等が入所している施設に対しては、的確に情報伝達や避難誘導が可能となる各種設備（閃光型警報装置、点滅型誘導灯等）の設置促進を働きかける。

第3 建築物防火対策の推進

建築物の防火安全性を確保するため、市及び消防機関は、建築基準法、消防法等で定める防火に関する規制の適切な執行と必要な指導を行う。

1 関係者への指導の強化

(1) 建築基準法に係る防火規制の徹底

建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築物の許認可等により、防火規制の徹底及び適切な指導を推進する。また、多数の人が利用する既存の特殊建築物等については、適正に維持管理され、防火性能が確保されるように、建築物の所有者・管理者に対し、建築基準法に基づく建築物の維持保全に関する計画書の作成、定期的な調査の実施及び保守状況の報告の指導を推進する。

(2) 消防同意制度の適切な運用

建築物の許認可に係る消防機関の同意制度は、建築規制と消防規制との調和を図りつつ建築物の防火を推進しようとするもので、消防機関はこの制度の効果的な運用により、建築物の防火安全性の確保を図る。

(3) 重点的・効果的な予防査察の実施

消防機関は、消防法に定める予防査察の実施に当たっては、防火対象物定期点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等の防火対象物関係者からの報告、届出等の結果あるいは、過去の指導状況等を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物及び火災予防上の必要性が高い防火対象物を重点的に行うとともに、立入検査の実施項目の選択による効率的な予防査察を行い、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。

2 消防用設備等の設置、維持の適正化

(1) 設備の設置指導

消防機関は、消防法に定める防火対象物の消防用設備等の設置について、防火対象物の実態を踏まえ、基準に適合しあつ効果的な設備の設置指導を行い、建築物の防火安全性の確保を図る。

(2) 定期点検の徹底

消防機関は、防火対象物の関係者に対し、消防法に定める消防用設備等の点検・報告制度の重要性を認識させ、及び点検結果報告を徹底させ、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

3 防火管理の徹底

消防法に定める防火管理制度では、防火対象物に対する人的な規制で、収容人員が一定以上の対象物には一定の資格を有する者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせることとしている。消防機関は、防火対象物の所有者等に対して防火管理者の選任、さらに防火管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、火気管理等の防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、建築物の防火安全性の確保を図る。

第4 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

多数の者が出入りする劇場、百貨店、ホテル・旅館、病院、社会福祉施設等の特定防火対象物については、火災により大きな被害が発生するおそれがあることから、前項の対策に加え、次に事項を推進し、これらの特定防火対象物の防火安全性の確保を図る。

1 防火管理体制の充実

(1) 指導及び検証

消防機関は、実態に応じた初期消火、通報及び避難等の訓練の実施について、きめ細かな指導及び検証を行う。

(2) 火災情報の覚知、伝達

特に高齢者、身体障害者に対する火災情報の覚知、伝達に配慮した避難誘導体制の確立について指導を行う。

(3) 応援、協力体制の確立

病院、社会福祉施設等で、自力避難が困難な者を多数収容している施設にあっては、近隣住民や、ボランティア組織の応援、協力体制の確立を推進する。

(4) 用途別の指導

消防機関は、用途別に国が定めた次の「防火管理体制指導マニュアル」に基づき、用途別に適切な指導を行う。

- ・物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアル
- ・旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル
- ・社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル
- ・高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアル

2 防火対象物定期点検報告制度の適正な運用

消防機関は、消防法に定める「防火対象物定期点検報告制度」の対象となる防火対象物の防火管理等の状況について、点検報告により把握するとともに、その不備事項について早期改善を指導する。

3 避難施設・消防用設備等の維持管理の徹底

(1) 指導の徹底

火災発生時の避難路となる通路、階段等の適正な管理がなされるよう指導を徹底する。

(2) 維持管理の徹底

火災発時において、煙の拡散及び延焼の拡大の防止に重要な役割を果たす防火扉、防火シャッター等の維持管理の徹底を図る。

(3) 維持管理をチェック体制の整備

防火対象物の関係者自らが、自主的に適正な維持管理をチェックする体制の整備を推進する。

4 特定違反対象物に対する是正措置の徹底

消防機関は、消防法令の違反により火災が発生した場合、人命危険が大であると予測される特定違反対象物、小規模雑居ビルでは、指示、警告、措置命令、告発・公表等の適切な違反処理により、法令違反の是正を図る。

5 工場、倉庫等の防火安全対策の推進

工場、倉庫等の防火対象物においては、建築構造、収容物等の状況から、いったん火災が発生すると延焼速度が速いため、大規模火災となる危険性が高く、甚大な人的、物的被害を生じるおそれがある。このため、これらの防火対象物については、消防用設備等の適正な維持管理等防火安全体制の徹底が図られるよう指導を行う。

第5 消防力の充実・強化

火災の発生防止、被害の軽減を図るために市における消防力の充実・強化が求められることから、市は国が定めた「消防力の整備指針」に基づく消防力（資機材、要員）の確保に努める。

1 消防計画の整備

(1) 消防計画の策定

市は、国が定める基準に従い消防計画を策定する。

(2) 警戒・防ぎよ活動の実施

市は、策定した消防計画に基づき、計画的な火災予防対策の推進を図り、必要な組織の確立、消防資機材の整備、地域の実態を反映した警戒・防ぎよ活動の実施に努める。

- ・消防組織に関すること。
- ・消防力の整備に関すること。
- ・防災のための調査に関すること。
- ・防災教育訓練に関すること。
- ・災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
- ・災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- ・その他災害対策に関すること。

2 消防組織の充実

(1) 予防要員・警防要員の確保

予防要員、警防要員の確保に努め、予防業務、警防業務の万全を期する。

(2) 広域消防応援体制の整備

県内の市町、消防本部が締結した県内消防相互応援協定の円滑な対応が図れるよう、市は必要な運用体制の確立に努める。

(3) 消防団の活性化の推進

消防活動（防災活動）等において消防団が担う役割の重要さに鑑み、市は消防団員の確保、活性化に必要な対策を計画的に推進する。

(4) 自主防災組織の育成

自主防災組織の整備充実に努める。

3 消防教育・訓練の充実

複雑多様化する消防事象に対応できる消防職員、団員の育成を図るため、消防職員、消防団員が、容易に教育を受けることができる環境の整備に努める。

4 消防施設等の充実・強化

(1) 消防施設等の整備

ア 市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設及び消防通信施設等の整備について、年次計画を立てるなどして、その充実強化を図る。

イ 消防水利については、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に防火水槽や耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、河川やプールの活用等により消防水利の確保を図る。

ウ 消防水利の不足又は道路事情により消防活動が困難な地域については、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進する。

エ 自治会等自主防災組織による初期消火活動が円滑になされるよう消火機材の整備充実を図る。

(2) 空中消火資機材・化学消火剤の備蓄

林野火災用空中消火資機材については、県が計画的に整備を推進している。化学消火剤については、消防本部において備蓄の整備充実に努める。

第6 文化財防火対策の推進

文化財建造物の多くが木造の建築物であるとともに、その利用形態、建築物の構造等が多種多様であり、文化財の特性に応じた防火管理体制、消防用設備等の設置の推進を図る。

1 予防対策実施責任者

- ・予防対策 …… 所有者又は管理団体
- ・予防対策指導 …… 市教育委員会、消防本部、県教育委員会、国（文化庁）

2 文化財防火対策の推進

(1) 防火設備の整備充実

ア 消防設備の整備

消火器、消火用水槽、放水銃等を建造物の延べ面積に応じた能力の設備に整備する。

イ 警報設備の拡充

自動火災報知設備等の整備拡充を図る。

ウ その他設備の拡充

避雷装置、避難経路の掲示等の整備促進を図る。

(2) 予防対策指導の推進

ア 利用の形態、建築物の構造等を踏まえ、次の事項を内容とする予防計画を策定する。

- ・防火管理体制
- ・災害通報体制
- ・災害の起こりやすい箇所の点検、確認、組織等の確立
- ・自衛消防組織の確立
- ・その他、注意札、火気の使用禁止、浮浪者の侵入防止等

(3) 防火思想の普及啓発

ア 文化財防火デー

毎年1月26日の文化財防火デーを通じて、関係者の協力を得て防災思想の普及啓発、

防火訓練を実施するなどして文化財建造物の防火について広く市民の意識の高揚を図る。

- ・防災思想の普及
市広報紙、展示会、講演会、新聞、テレビ、ラジオ等による。
- ・防火訓練の実施
通報、消火、重要物件の搬出、避難等総合的にかつ地元消防の協力・指導のもとに行う。

イ 消防技術の向上

消防実技講習会等を実施して消防技術の向上を図る。

第2節 林野火災予防計画

林野火災がいったん発生すると、市民生活に大きな役割を担う森林資源を短時間のうちに焼失し、その回復には長い年月と多大な労力を費やし、社会的損失が極めて大きなものとなるおそれがある。このため、市、県、国及び森林関係者は、林野火災発生防止について必要な予防対策を推進する。

市の主な担当	農林振興課、消防本部
--------	------------

第1 出火防止対策の推進

林野火災は2月から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、たばこ、たき火等人為による失火が大部分である。

林野は、広大に広がり、そこには不特定多数の者が自由に入り出しが出来ること及び林野の管理経営状態が多様であり、日常の防火管理が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、市、県、国、消防機関及び森林組合等は、林野火災に対する予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

1 林野火災予防対策の推進

(1) 防火思想の啓発

市、県、国及び関係者は、協力して市民の林野火災防止に対する認識のより一層の向上を図るため、防火思想の普及啓発に必要な対策を推進する。

ア 広報活動の推進

林野火災対策においては、その出火原因が人為によるものが大部分であること、また、いったん発生するとその消火活動は困難を極める場合が多いこと等から出火防止の徹底が特に重要となる。そのため、市、県、国、消防機関及び林野の所有者等が相互に密接な連携を図り、広報の時期、地域、対象者、広報媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。また、林野火災は、空気が乾燥する2月から5月までが多発時期であるため、この期間を林野火災防止強調期間として予防施策を推進し、特に3月を林野火災予防月間と定め、強力に啓発活動を展開す

る。

- ・テレビ、ラジオ、有線放送等による啓発
- ・広報車による巡回広報
- ・ポスター、チラシ等の配布
- ・新聞その他広報紙による啓発
- ・学校等を通じての広報（児童生徒の防火思想の高揚）
- ・林野火災予防標識板及び立看板等による啓発

イ 協議会等の開催

各関係機関、団体等による協議会、研修会、講習会等を通じて火災予防の徹底を図る。

(2) 発生原因別対策

ア 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜採取、渓流魚釣等の一般入山者に対して次の事項を推進する。

- (ア) たばこ、たき火等による失火については、十分な防火思想の啓発を図る。
- (イ) 山林内、休憩所、駐車場等に火災防止標識板を設置するなどして啓発を図る。
- (ウ) 山林内でのたばこのポイ捨てを防止するため、簡易吸殻入れの携帯運動を推進する。
- (エ) 危険時期等における入山制限の周知を図る。
- (オ) 観光事業者による防火思想の啓発を図る。

イ 山林内事業者（作業者）対策

山林内において事業を営む者又は造林、伐採等の作業を実施する者は、次の体制をとるものとする。

- (ア) 火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
- (イ) 火気責任者は、あらかじめ事業所（作業箇所）内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期すものとする。
- (ウ) 事業所に火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ゴミ焼き箇所を設けるとともに、標識及び消火設備を完備するものとする。
- (エ) 山林内で事業を行う者は、事業区域内から失火することができないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講じるものとする。

ウ 火入れ対策

火入れにあたって、市及び消防機関は、火入れに関する条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。林野火災発生多発期間における火入れは極力避けるようにし、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。

- (ア) 火入れを行う場合は、必ず市長の許可を受け、許可付帯条件の遵守を励行させる。
- (イ) 火入れ方法の指導
- (ウ) 強風注意報、乾燥注意報又は火災警報の発令中又は発令された場合、いっさいの火入れを中止する。火入者、責任者に対して火入れ中に風勢等により他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは、速やかに消火を行うよう指導する。

(エ) 火入れ跡地の完全消火を行い、責任者の確認を受け、また、跡地には状況に応じ監視員を配置する。

(オ) 森林法及び市条例、規則等で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況を十分考慮して行うよう指導する。

エ 道路、鉄道沿線等における火災対策

西日本高速道路株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び市内バス等運送業者は、道路の利用者、乗客、乗員等による沿線火災防止のための予防対策を樹立し、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

- ・危険地帯の可燃物の除去
- ・路線の巡視
- ・車両通過中における火災発見の際の連絡系統及び周知方法の確立
- ・林野火災巡視の際の用地通行及び消火活動の際の路線通行の便宜
- ・緊急時における専用電話利用の便宜

オ 森林所有者対策

森林所有者は自己の所有する森林から放火、失火が生じないよう次の事項を実施するものとする。

- ・一般住民に対する防火意識の啓発
- ・火入れに対する安全対策の徹底

(3) 巡視・監視の強化

市、消防機関及び県、森林組合等は、林野火災の多発期間及び気象状況が火災の予防上危険であると判断されるときは、山林の巡視及び監視等の警戒活動を強化する。

(4) 関係団体との協力体制

ア 市、消防機関及び県は、森林組合、地域住民による自主防災組織との間の協力体制の充実を図る。

イ 市及び消防機関は、地域住民による林野火災自主防災組織の育成に努める。

第2 林野火災予防対策の推進

林野火災に即応する体制の強化及び消防資機材の整備を図るため次の対策を講じる。

1 火災気象通報・警報の収集伝達体制の確立

(1) 市、消防機関及び県は、火災気象通報が発せられた場合に遅滞なく住民、関係者に周知するための体制の充実を図る。

(2) 市長は、気象台及び県からの火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、適切に火災警報を発令することができるよう必要な体制の確保に努めるとともに、住民、関係者に伝達するための体制の整備を図る。

2 活動体制の整備

(1) 消防体制の確立

市及び消防機関は、林野火災に的確に対処するため、林野火災多発時期における体制、火災警報発令時における警戒体制、火災発生を考慮した消防隊の編成など林野火災に即応できる組織を確立し、適切な運営を図るよう努める。

(2) 相互応援体制の確立

市は、林野の分布等を考慮して、林野火災を対象とする広域的な相互応援体制を整備するものとする。

(3) 総合的消防体制

市、県及び国は、林野及び消防の行政窓口を中心として、自衛隊、警察その他の関係機関の密接な協力を得て、総合的な消防体制の確立を図る。

(4) 林野火災被害報告の迅速化

林野火災発生の場合は、消火活動に必要な消防力の配置、延焼拡大防止のため、航空機の必要性の判断等に必要な情報の早期把握が求められる。このため、市は迅速な火災発生速報が行えるようあらかじめ必要な体制を確立しておくものとする。

3 林野火災消火訓練の充実

市、消防機関及び県は、関係者の協力を得て林野火災消火活動の特殊性を考慮した実践的な消火訓練を実施するものとする。

第3 林野火災消防施設・資機材の整備

地理的、物理的条件等から消火活動に大きな制約、負担を伴う林野火災の消火活動を円滑に実施するため、必要な施設及び資機材の整備を計画的に推進する。

1 林野火災消防施設の整備

- (1) 市及び県は、林野火災危険地域に対して、防火管理道等の整備を図る。
- (2) 市及び消防機関は、林野火災用消防水利（防火水槽、自然水利）の確保に努める。
- (3) 市及び県は、消火活動又は防火線としての役割を具備するよう林道の整備を計画的に推進する。

2 消火資機材の整備

林野火災消火活動に必要な資機材の整備については、これまでも計画的に整備を進めてきているが、今後も必要な資機材について市、消防機関及び県はその充実に努める。

3 空中消火資機材の整備

市及び消防機関は、航空機による消火活動が円滑に実施できるよう、管内の地形、林相等を踏まえ、日常から臨時ヘリポート、水利地点等の確保に努めるとともに、必要な体制の確保を図る。

第3節 大規模地震火災予防計画

大規模地震は同時多発の火災が発生し甚大な被害を及ぼすことから、市及び県は平常時ににおける出火防止を基本とした予防対策を推進することが必要である。

市の主な担当	危機管理課、消防本部
--------	------------

第1 出火防止

近年の地震においては、電力の回復に伴う電気器具の通電による出火という過去の地震に

による出火と異なった形態を示す火災が起きている。機器の進歩、ライフスタイルの変化、安全対策の充実により出火原因や火災の形態に変化が現れており、出火防止についても新たな対策が必要となってきている。

1 一般火気器具からの出火防止

地震時におけるガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火は、近年その割合を減少させているが、地震の発生直後に同時多発し消火が困難であること、ガスや油類は他の発火源における出火においても着火物となる可能性が高いことから一般火気器具からの出火防止は重要である。

地震が発生した場合には火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に火気器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

また、過熱防止機構の付いたガス器具、耐震自動消火装置付き石油ストーブ、耐震自動ガス遮断装置等の普及促進を図る。

2 電気器具からの出火防止

近年の地震による出火原因では電気関係による割合が増えていたが、阪神・淡路大震災では、「不明」を除き「電気による発熱体」が発火源の最多となり、この傾向が顕著となっている。

また、停電後の通電により地震から数時間経過して出火するという新たな形態の火災が起きており、電気器具からの出火防止対策を講じていく必要がある。

電気ストーブ及び電気コンロについては一般火気器具の出火防止同様、器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

特に、電気ストーブでは、落下物によりスイッチが入ったと考えられる事例や落下物や周辺の散乱物等により転倒状態であっても耐震装置が働かなかったと考えられる事例、観賞魚用ヒータが空気中に露出し、過熱状態であってもサーモスタットが機能しなかったと考えられる事例等、従前の予想を超える事象が発生したことに留意し、地震が発生した場合には使用中の電気器具のスイッチを切り、電熱器具などの電源プラグを抜くとともに、避難時にはブレーカーを切ることを住民に周知徹底することや感震ブレーカー等の普及促進を身近なイベント機会を通じて図っていく。

3 化学薬品からの出火防止

学校、研究機関、工場等で使用される化学薬品は、容器の損壊、混合・混触等により、自然発火するおそれがある。

このため、適正な保管、容器や棚の転倒防止措置についての徹底を図っていく。

4 その他の出火防止

危険物施設については、出火した場合には付近に与える影響が極めて大きいことから、耐震性の確保等一層の安全管理の徹底を図る。

第2 初期消火

大規模地震が発生した場合には、同時多発の火災が発生することから、消防機関での消火活動が困難になる。

大規模火災を防ぐには、発災直後における初期消火が最も有効な対策となることから、住民、自主防災組織等地域が一体となった消火活動が求められる。

なお、初期消火には消火器が有効であることから、消火器の有効活用を図るよう住民、自主防災組織等を指導する。

1 自主防災組織の育成強化

震災時の火災発生における初期消火についての知識、技術を習得させるなど、自主防災組織の育成強化を図り、消防機関と一体となった活動体制を確立するよう努める。

2 自衛消防隊の育成

震災時には、事業所の自衛消防隊についてもその活動が大きく期待されることから、自衛消防隊の育成を推進する。

第3 消防力の強化

市は、大規模地震の発生に対応できる消防力の強化を図るため、計画的に消防資機材等の整備充実を図っていく必要がある。

1 消防水利の整備

震災時は、断水等により消火栓が使用できず、消火活動に重大な支障をきたすおそれがあることから、今後、耐震性を有する防火水槽の整備、河川水、海水、農業用水等を活用した自然水利の開発、水泳プール、ダム、ため池等を指定消防水利とするなど、消防水利の確保を一層推進していく。

2 消防資機材の整備

(1) 消防本部・消防署

通常火災に対応する資機材は整備してきているが、今後、地震火災に有効な消防力の整備を推進していく。

(2) 消防団

火災初期における機動的な活動に有効な従来の消防ポンプ車の整備に加え、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車の整備を推進していく。

(3) 自主防災組織

初期消火に必要な可搬式小型動力ポンプ、消火器の整備を推進していく。

3 消防相互応援体制の整備

(1) 消防相互応援協定

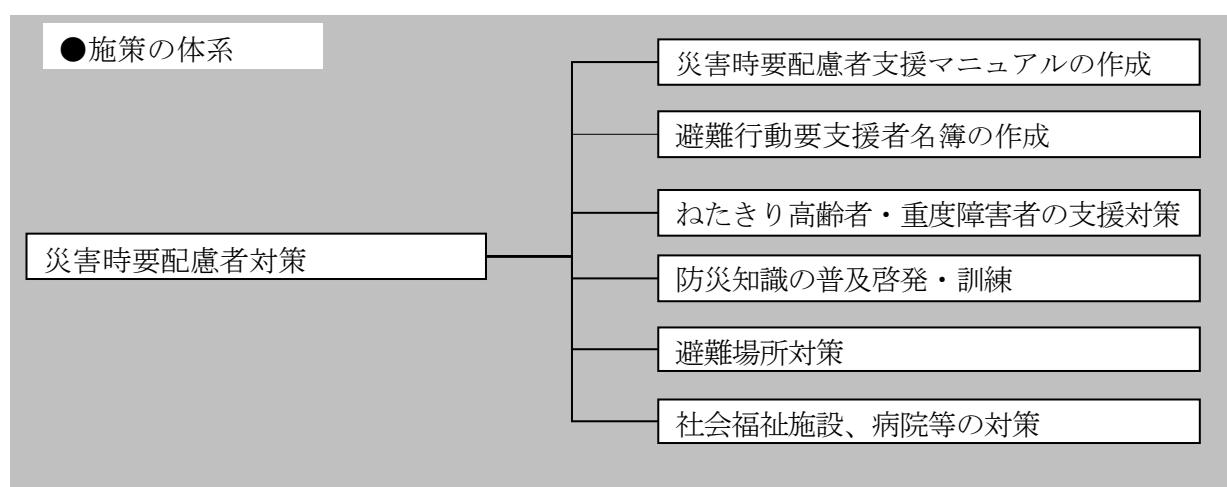
- ・県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合
- ・大竹市、岩国市、和木町、岩国地区消防組合
- ・広島市、岩国地区消防組合
- ・岩国地区消防組合、岩国海上保安署
- ・岩国市及び岩国地区消防組合とアメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地

(2) 事業所等との間の応援協定の締結

市内の大規模小売店舗などの事業所等との間に、生活物資、食料に関する応援協定の締結を推進する。

第15章 災害時要配慮者対策

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また避難生活では厳しい環境下におかれることなど、特に支援が必要な災害弱者となることから、平常時からこれらの災害弱者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要がある。中でも、ねたきり高齢者・重度障害者は災害時に介護関係施設等へ避難する必要があることから、支援対策を推進する必要がある。



第1節 災害時要配慮者支援マニュアルの作成

市の主な担当	危機管理課、社会課、高齢者支援課、障害者支援課、こども支援課、健康推進課、介護保険課、観光振興課
--------	--

災害対策本部設置前及び設置時において、要配慮者となる以下の者を対象に、あらかじめ対象者別の支援フロー等を定めた災害時要援護者支援マニュアルを作成しておくものとする。

- | | |
|----------------|--------------|
| ①ねたきり高齢者・重度障害者 | ②その他の高齢者・障害者 |
| ③病弱者・難病患者・傷病者 | ④妊産婦 |
| ⑤乳幼児・遺児 | ⑥外国人 |
| | ⑦観光旅行者 |

第2節 避難行動要支援者名簿の作成

市の主な担当	危機管理課、高齢者支援課、障害者支援課、介護保険課
--------	---------------------------

第1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち、避難について特に支援が必要な者の避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護するために必要な避難支援を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 性別
 - (4) 住所又は居所
 - (5) 電話番号その他の連絡先
 - (6) 避難支援等を必要とする事由
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの
- なお、この名簿は年1回は更新するものとする。

第2 避難行動要支援者名簿登載要件

避難行動要支援者名簿に登載する避難行動要支援者は、本市の住民基本台帳に記録され、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の各号の要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者手帳1・2級の保持者
- (2) 療育手帳Aの保持者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の保持者
- (4) 75歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- (5) 要介護認定3から5の認定を受けている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

第3節 避難行動要支援者名簿情報の利用、提供、秘密保持

市の主な担当	危機管理課、高齢者支援課、障害者支援課、介護保険課
--------	---------------------------

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、名簿情報を提供しない。

災害対策本部体制もしくは災害復旧本部体制が設置され、本部長が避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要があると認めるときには、避難支援等の実施に携わる関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を提供するものとする。

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、名簿情報に関して知り得た秘密を守らなければならない。また、避難支援等の実施を終了した時には、名簿を速やかに返却しなければならない。

第4節 ねたきり高齢者・重度障害者の支援対策

市の主な担当	高齢者支援課、障害者支援課、介護保険課
--------	---------------------

第1 災害時要援護者支援台帳の作成

市は、民生委員及び居宅介護支援事業者及び介護支援事業者及び障害者相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、手上げ方式により、災害時に介護関係施設等へ避難しなければならない、ねたきり高齢者や重度障害者に対して訪問調査を行い、実態の把握に努め、災害時要援護者支援台帳を作成する。

第2 個別避難支援計画の作成

市は、訪問調査に基づき、対象者の身体等の状況に応じた個別避難支援計画を策定し、協定を締結している協力事業所と調整を行い、この個別避難支援計画を対象者及び協力事業所に通知する。

なお、この計画は年1回は更新するものとする。

第3 災害が予見される場合の情報提供

市は、災害時要援護者支援台帳に登録されているねたきり高齢者や重度障害者に対して災害情報を早めに提供することに努め、自主避難の促進を図ることとする。

第5節 防災知識の普及啓発・訓練

市の主な担当	危機管理課、総務課、高齢者支援課、障害者支援課、こども支援課、介護保険課、観光振興課
--------	--

第1 防災知識等の普及啓発

1 分かりやすい広報資料、パンフレット等の配布

市は、高齢者、障害者、乳幼児及びその家族に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎知識、家具等の転倒防止措置等の家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるよう努める。

2 外国語の防災パンフレットの作成

外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。

3 避難誘導看板の設置等

観光施設等の管理者は、パンフレットの配布、避難誘導看板の設置等を行い、利用者に対して防災意識の向上を図る。

第2 防災訓練

市は、防災訓練を実施する際、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達な

ど訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備に努める。

第6節 避難場所対策

市の主な担当	危機管理課、社会課、高齢者支援課、障害者支援課、介護保険課
--------	-------------------------------

市は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者にとって厳しい環境となる避難生活に配慮し、避難行動要支援者向けの緊急避難場所の確保や支援体制の整備に努める。

第1 避難行動要支援者向けの緊急避難場所の確保

緊急避難場所における避難行動要支援者の負担を軽減する観点から、ベッドがあるなど避難行動要支援者に適した設備等を有している緊急避難場所については、あらかじめ避難行動要支援者向けの緊急避難場所として指定し、周知に努める。

また、避難行動要支援者のうち、特別なケアが必要となる避難者のため、高齢者福祉施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設、養護学校等とあらかじめ応援協定を締結し、福祉協定避難施設として指定する。

第2 福祉関係団体、ボランティアとの連携

緊急避難所、避難所における高齢者、障害者等の食事の介助や生活援助物資の供給、外国人通訳などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。

第3 医療機関への移送

特に、高齢者、障害者等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて医療機関への入所やホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施する。

第7節 社会福祉施設、病院等の対策

市の主な担当	危機管理課、社会課、高齢者支援課、障害者支援課、健康推進課、介護保険課、地域医療課、錦中央病院、美和病院
--------	--

第1 組織体制の整備

1 入所者、入院患者等の安全確保

市は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障害者等の入所者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。また、自主防災組織や事業所防災組織等との連携、協力体制の整備を促進する。

2 社会福祉施設、病院等の組織体制整備

社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。

(1) 施設の防災計画の作成

災害時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画を作成するなど、組織体制を整備する。特に、夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導に十分に配慮した体制を整備する。

(2) 防災訓練等の定期的な実施

職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的に実施する。

(3) 近隣住民等との連携による安全確保

市、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。

(4) 安全な場所の確保

洪水、高潮、土砂災害等による被害のおそれのある地域にある施設の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを配慮して、安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期するものとする。

第2 施設・設備等の整備

1 緊急受入体制の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入体制の整備を促進する。

2 土砂災害防止等の防災対策

市は、避難行動要支援者関連施設における土砂災害防止等の防災対策を進める。

3 施設・設備整備等の留意点

社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し施設・設備等の整備に努めるものとする。

(1) 救急薬品等の備蓄

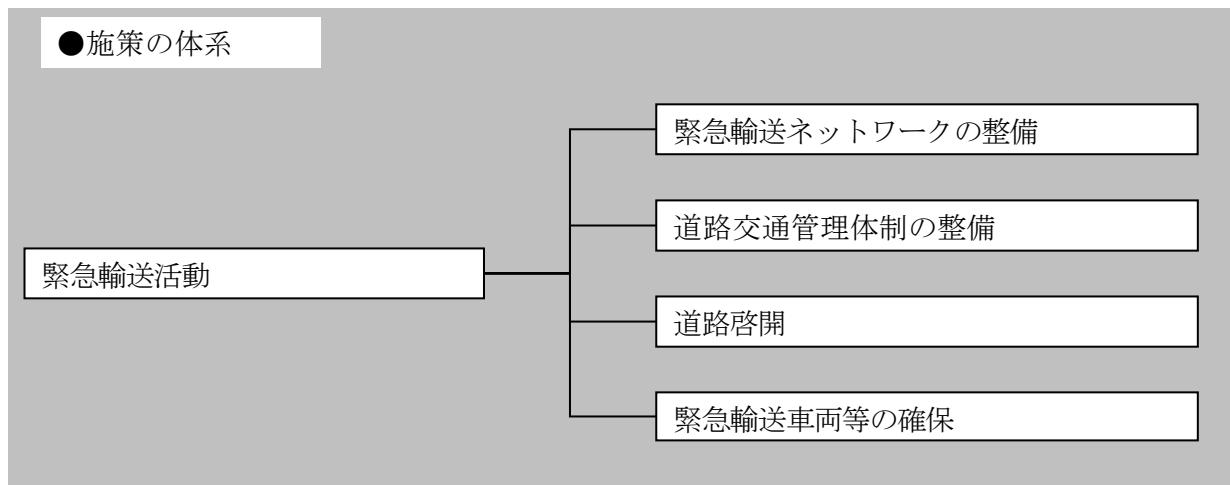
入所・入院者等に対し継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とするものに対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施して行くため、施設・設備の災害に対する安全性を確保するとともに、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。

(2) 防災資機材の点検・整備

消防機関等への緊急通報設備や入院・入所者の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。

第16章 緊急輸送活動

災害応急対策活動を円滑に実施するうえで、緊急輸送路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両の確保が必要となる。



第1節 緊急輸送ネットワークの整備

市の主な担当	危機管理課、水産港湾課、道路課、建築指導課
--------	-----------------------

第1 緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。輸送施設及び輸送拠点の指定にあたっては、あらかじめ施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておく。

1 輸送施設等の指定

(1) 道路

- ・緊急輸送道路として主要となる幹線路線の指定
- ・幹線路線が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定
- ・緊急輸送道路を補完する道路の指定

(2) 港湾

- ・海上緊急輸送基地となる主要な港湾の指定
- ・海上緊急輸送基地を補完する港湾の指定

(3) 漁港

- ・地域の特性を考慮し、港湾において指定した海上緊急輸送基地を補完する港の指定

(4) 飛行場等

- ・臨時ヘリポートの指定

2 輸送拠点の指定

市は他県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、指定避難所等への配達を行うための拠点施設を指定しておく。

3 上記により、指定した施設については、防災計画に掲載するとともに、広報紙等を活用するなどして関係機関・住民等へ周知を図る。

第2 輸送施設等の安全性

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、災害に対する安全性の確保に配慮する。

第2節 道路交通管理体制の整備

市の主な担当	道路課
--------	-----

第1 安全性の確保

県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害に対する安全性の確保を図る。

第2 協定等に基づく要請

県警察は、災害時の情報収集、交通規制及び誘導等を円滑に行うため、警備業者等との間に応急対策業務に関する協定等に基づく要請を行う。

第3 車両運転者への普及啓発

県警察は、交通規制を実施した場合における車両運転者の義務等について、普及啓発を図る。

第4 広域的な交通管理

県警察は、広域的な交通管理体制を整備するものとする。

第3節 道路啓開

市の主な担当	道路課
--------	-----

道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業者、団体との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。

なお、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

第4節 緊急輸送通行車両等の確保

市の主な担当	危機管理課、総務課
--------	-----------

第1 緊急輸送車両の決定

災害発生時に、市保有の車両を緊急輸送車両として速やかに活動させるため、市所有車両における緊急輸送車両を事前に決める。また、災害時において迅速に申請・許可を行うため、岩国警察署と申請方法を協議するとともに、必要様式、書類を整備する。

緊急輸送車両に該当する車両は次のとおりである。

- ・災害時において、地域防災計画等に基づき、災対法第50条に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ・指定行政機関の長、指定地方行政機関の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

第2 民間による車両の確保

災害時における民間による車両の確保については、県本部へあっせんを依頼するか若しくは民間輸送機関、業者に協力を依頼する。これらの要請方法、協力依頼の方法について整備し、災害発生時の迅速な車両の確保に備える。

さらに、民間輸送機関、業者については、災害時の協力を迅速に行うためにも協定等の締結に努める。

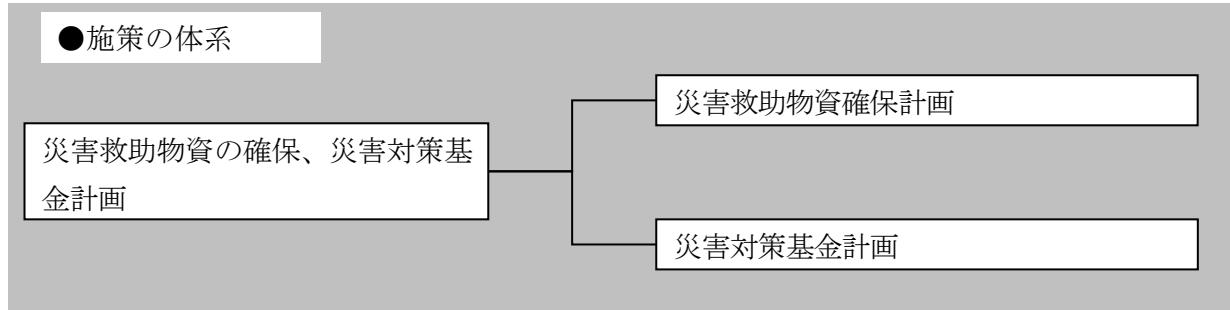
第3 車両用燃料の確保

災害応急対策活動に従事する車両の燃料について、市内業者等との連携体制を確保する。

第17章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

大規模災害が発生した場合を想定し、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需品等について、備蓄及び調達体制の整備に努めるものとする。

また、市は山口県市町総合事務組合規約に基づく基金を積み立てるものとする。



第1節 災害救助物資確保計画

市の主な担当 危機管理課、社会課、環境保全課、商工振興課、水道局

第1 食料の確保

市は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給を円滑に実施するため、その調達・供給体制の整備に努める。

1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

災害時における応急用食料の調達・供給については、次により、市及び県が、それぞれの立場から、不測の事態に備えた体制を図るものとする。

市は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、その備蓄並びに調達、輸送及び配達体制の整備を図るものとする。この場合、市町相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な応援体制の整備についても、十分留意するものとする。

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

災害時を想定した応急食料の調達・供給体制を、次により整備するものとする。

(1) 食糧の調達

主食系として、米等について、農林水産省、協定企業等と連携し、災害が発生した場合直ちに供給できるよう、体制を整備するものとする。

(2) 応援協定を締結

精米、パン、おにぎり、弁当、即席麺、育児用調整粉乳、缶詰等の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流

通在庫量又は製造能力) の把握に努めるものとする。

第2 飲料水の供給

1 応急活動計画

市(水道局)は、応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等応急給水活動計画を定めておく。

2 給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に実施できるような体制を整備しておく。

3 飲料水の確保

(1) 必要量の確保

被害想定を参考に、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める。(1人1日3ℓ)

(2) 井戸水の活用

市内の井戸の分布状況を把握し、井戸水を飲料水として活用する際の飲用方法等について指導するとともに、水質検査については、水道局及び健康福祉センターとの連携体制を整備する。

4 応急給水資機材の整備

市(水道局)は、給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等の必要な資機材の整備、備蓄に努める。

5 応急復旧体制の整備

市(水道局)は、応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、市町村相互、水道事業者相互、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなど、応急復旧体制の充実に努める。

第3 生活必需品等の確保

市は、毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ポンベ等の生活必需品について、流通業者、流通在庫量等の把握を行い、調達体制の整備に努めるとともに、より迅速な救助を実施できるよう、備蓄に努めるものとする。

第4 市民のとるべき措置

市民は、防災の基本である「自らの身は自らが守る」という考えに基づき、2~3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備に努めるものとする。

第2節 災害対策基金計画

市の主な担当	財政課
--------	-----

市及び県は、災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害対策基金の積立を行ってきた。

平成18年9月をもって山口県市町村災害基金組合は解散し、新たに設立した山口県市町総合事務組合に基金は移管された。

第1 市の災害対策基金計画

1 総合事務組合

県内市町をもって、山口県市町総合事務組合を設立している。

2 総合事務組合への積立

地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当する金額（その金額が組合市町の当該平均額を超える場合にあっては、平均額を上限とする。）を自治会館管理に係る事務費とあわせ総合事務組合に納付する。

3 基金の処分

(1) 基金の処分対象となる災害は、次に掲げるものであること。

- ・風害
- ・水害
- ・雪害
- ・地震
- ・干害
- ・火災
- ・その他議会の決議を経て定める災害

(2) 次に掲げる事項に該当する場合にあっては、市町納付金の3倍以内の額を処分することができるものであること。

- ・災害による減収補てんを要するとき。
- ・災害対策事業費の支出を要するとき。
- ・その他災害に伴う費用の支出を要するとき。

(3) 上記事項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事業を行うときは、市町納付金現在額の範囲内において、基金の処分を行うことができるものであること。

- ・道路、河川その他の公の施設の保全整備又は災害防止等に関する事業
- ・災害等に係る自動車又は自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業
- ・その他管理者が必要と認めた事業

第2 県の災害救助基金計画

1 基金の積立

災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行う。

2 基金の運用

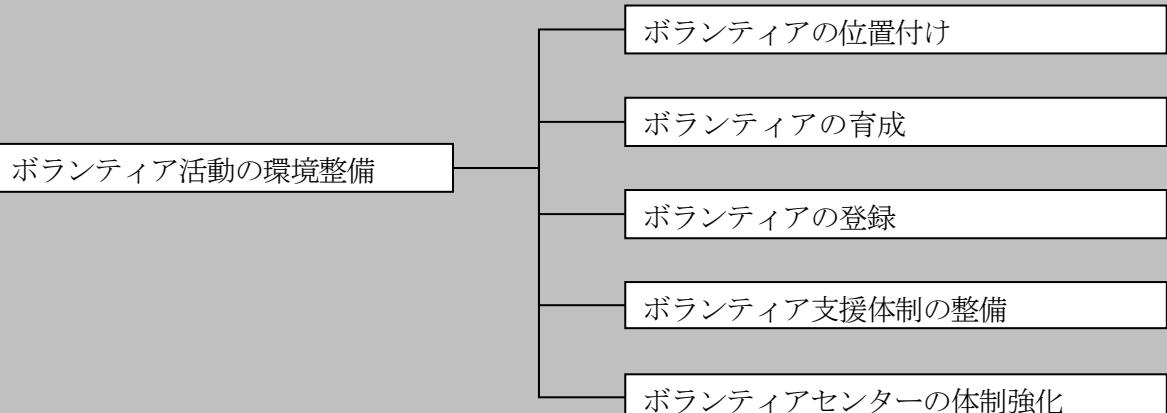
災害救助基金の運用は、次の方法によることとなっている。

- ・資金運用部への預託又は確実な銀行への預金
- ・確実な債権の応募又は買入
- ・救助に必要な給与品の事前購入

第18章 ボランティア活動の環境整備

大規模災害時には、市、県及び防災関係機関等の救助活動に併せ、ボランティア精神に基づく一般市民の救援活動への協力を必要とする。このため、ボランティアの育成、登録、支援体制の整備など、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、災害に備えて、平常時における環境整備等について必要な事項を定める。

●施策の体系



市の主な担当 社会課

第1節 ボランティアの位置付け

第1 ボランティアの定義

市防災計画でいうボランティアは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いたもので、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加するものという。

第2 ボランティアの活動対象

災害時におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という）に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

区分	活動内容
専門 ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） ・建築物危険度判定（応急危険度判定士） ・土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士） ・医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等） ・福祉（手話通訳、介護等） ・無線通信（無線従事者、アマチュア無線技士） ・特殊車両操作（大型重機等） ・通訳（語学） ・災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等） ・その他特殊な技術を要する活動（当該活動に必要な技術保有者）
一般 ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の整理、仕分け、配分 ・指定避難所の運営補助 ・炊き出し、配達 ・清掃、防疫 ・災害時要配慮者等への生活支援 ・その他危険のない軽作業

第2節 ボランティアの育成

第1 市民に対する普及・啓発

市は、関係団体と連携して災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの市民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。

第2 ボランティアの養成

市、県及び日本赤十字社山口県支部は、関係団体と連携してボランティアが被災地で活動するうえで必要となる知識や技術を習得できるよう、必要な研修を実施しボランティアの養成を行う。

第3 コーディネーターの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、一般ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、市は、県、関係団体と連携してその養成を図る。

第3節 ボランティアの登録

市は、県ボランティアセンターの協力を得て、災害時におけるボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に備える。

第4節 ボランティア支援体制の整備

第1 ボランティア活動支援マニュアルの作成

市は、市ボランティアセンターと連携して、災害時におけるボランティアの活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティア活動支援のためのマニュアル等を作成する。

第2 支援体制の確立

市は、市ボランティアセンター（社会福祉協議会が福祉会館内に設置）と協議して、市内のどこで災害が発生しても対応ができるよう、小学校区等のブロックごとに、一般ボランティアの活動コーディネート等の支援拠点となる場所を定め、必要な連携体制等について検討を行う。

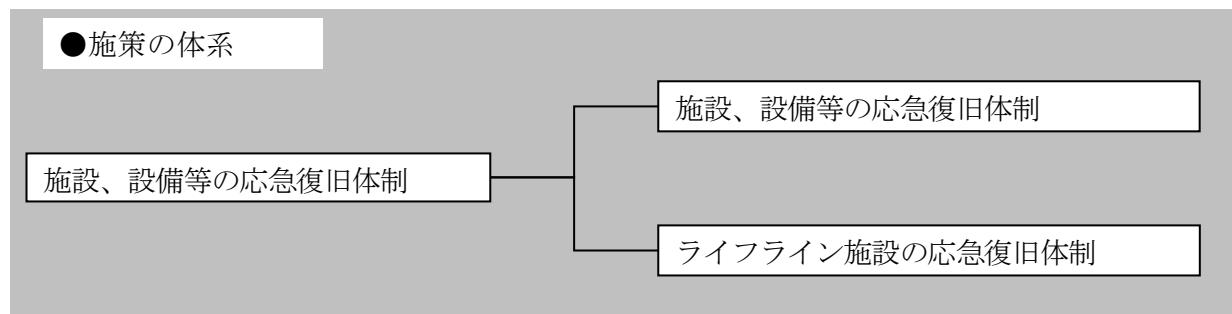
第5節 ボランティアセンターの体制強化

市は、平常時から災害時におけるボランティア活動支援の中核を担うボランティアセンターの強化を図るため、その支援に努める。

第19章 施設、設備等の応急復旧体制

市、県、公共機関及びライフライン事業者が所有する市内の施設及び設備は、市民が日常生活を営むうえで重要な役割を担っており、施設及び設備が被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧を講じる必要がある。

施設及び設備等の応急復旧体制を整備するとともに、復興の円滑化のために必要な各種データの総合的な整備保全等を図るものとする。



第1節 施設、設備等の応急復旧体制

市の主な担当	健康福祉部、建設部、都市開発部、教育委員会
--------	-----------------------

第1 公共土木施設等

1 情報収集・連絡体制、活動体制の確立

被災施設設備の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。

また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなどの措置を講じるものとする。

2 民間業者等との協定の締結

応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じておく。

第2 公共施設

災害発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は平常時から、施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等に係る体制の整備をしておく。

第3 鉄道施設

多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため機敏かつ適切な応急措置を講じる必要があることから、発災時の初動措置等（運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等）に必要な体制の確立、復旧活動に必要な体制

の確立に努めるものとする。

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

市の主な担当	下水道課、都市排水施設課、水道局
--------	------------------

第1 水道事業者

災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第2 下水道事業者

下水道施設の被災に対し迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、下水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第3 工業用水道事業者

災害時における工業用水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。また、工業用水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第4 電気事業者

電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

第5 ガス事業者

二次災害の発生を防止するため発災時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

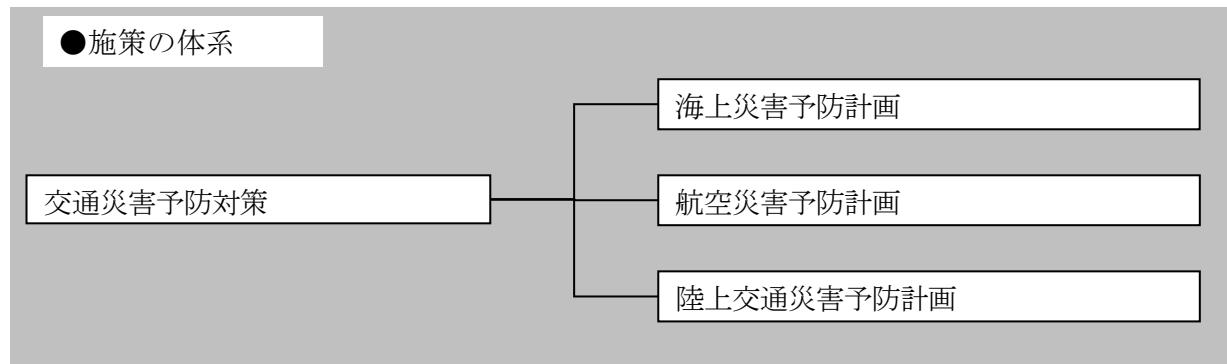
また、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

第6 通信事業者

通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに社会的混乱のおそれを持たすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

第20章 交通災害予防対策

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故等に対して防災関係機関がとる災害予防対策について定める。



第1節 海上災害予防計画

市が面する海域はわが国の海上交通の重要な海域であるとともに、臨海部には石油化学工場を主体とする多数の工場が連鎖的に立地しており、原材料の運搬あるいは製品の搬送等により港湾をはじめとして海上交通は輻輳し、船舶による各種災害（海上火災（爆発を含む。以下同じ。）、油等危険物の流出等）の発生が危惧される。

市の主な担当	水産港湾課、消防本部
--------	------------

第1 海上災害予防対策

海上保安署、消防機関、港湾・漁港管理者、事業所等は、相互に協力し、航行中、係留・入渠中の海上災害の未然防止を図るために次の対策を推進する。

1 岩国海上保安署、海運支局

(1) 船舶の安全な運行の確保

発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡回制度の確立等について、船員労務官による監査及び指導を実施する。

人的要因に係る海難防止等の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、外国船舶の監督（ポートステートコントロール：PSC）を積極的に実施する。

(2) 船舶の安全性の確保

危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施するものとする。

船舶の構造設備等に係る海難事故防止等の観点から、サブスタンダード船の排除のため、PSCの実施を積極的に推進するとともに、PSC実施体制のさらなる強化、整備を進めるものとする。

(3) 船舶消防設備等の整備の指導（船舶消防設備規則）

船舶における火災の発生及び拡大を防止するために、第1種船（国際航海に従事する旅客船）、第2種船（国際航海に従事しない旅客船）、第3種船（国際航海に従事する500トン以上の旅客船以外の船舶）、第4種船（国際航海に従事する500トン未満の旅客船以外の船舶ならびに国際航海に従事しない旅客船以外の船舶）、第5種船（5トン未満の小型旅客船等）のそれぞれについて、船舶消防設備規則の規定によるものとし、これの励行について指導及び取り締まりを行う。

(4) 海上災害予防運動の実施

全国海難防止強調運動（夏期）あるいはその他の海難防止強調運動等の実施に併せ、主に港内就航船舶、カーフェリー、旅客船、油槽船、貨物船、漁船等を対象として、船舶消火設備及び火気管理状況の点検指導、船舶火災予防思想の高揚と防火上の注意の周知徹底、危険物荷役運搬船の事故防止対策の徹底及びこれらに関連する広報活動、訓練等を実施して海上火災の防止に努める。

(5) 岸壁関係者等への指導

岸壁管理者、所有者及び使用者等（以下「岸壁管理者等」という。）に対して船舶接岸中の火災を防止するため、必要な対策及び設備機材の設置又は改良の指導を行う。

あわせて、港内工事作業責任者に対して、港湾工事に伴う海上災害の発生防止に必要な対策の指導を行う。

(6) 海上防災訓練の実施

毎年1回以上、タンカー及び油槽所等の事故による火災を想定した海上防災訓練を実施する。

2 消防本部

ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上渠又は入渠中の船舶は、消防法の適用を受けることから、消防本部は海上火災の未然防止、被害の軽減を図るため必要な対策の推進を図る。

(1) 火災予防

ふ頭施設等における火災予防に万全を期するため、消防水利、消防施設等の設置及び係留船のうち危険物等を積載する船舶に対して必要な指導を行う。

(2) 特殊装備の充実

海上火災発生時の消火活動に必要な化学消防車、消火薬剤等の特殊装備の充実を図る。

(3) 消防活動の円滑化

係留、入渠中の船舶火災における消防活動を円滑に実施するため、次の事項について必要な措置を講じる。

ア 係留、入渠、錨地の実態把握

管轄内における船舶の係留施設等について実態を調査するとともに、当該場所で火災が発生したときの接近、進入の方法、消防車両等の進行可能経路等を事前に把握する。

イ 通報・連絡体制の確立

港に出入りする船舶の動静等消防活動に必要な情報の把握、及び火災等の発生時の通報・連絡の円滑化を図るため、通報連絡手段の確保並びに体制の確立を図る。

ウ 情報収集体制の整備

海上火災の消防活動は、被災船の災害発生状況からその活動方針を決定することになることから、的確で正確な情報を得るための情報収集体制の確立を図る。また、火災の特殊性に鑑み船舶火災時における情報収集内容及び整理様式等についてもあらかじめ定める。

収集する主な事項

発災日時
被災船の状況
<ul style="list-style-type: none">・場所：航行位置、係留、入渠等の場所・船名・船籍・船舶の種類：船舶の用途、構造、総トン数、特徴等・出火場所：倉庫、甲板、機関室・燃焼物・現場の気象：風向、天候、波浪、うねり等
要救助者の状況
<ul style="list-style-type: none">・乗客、乗員の人数・要救助者及び負傷者の有無とその状況
その他
<ul style="list-style-type: none">・積載物の種別、形態、危険物の有無・二次災害の危険性の有無・火災の対応（単独、応援者等）・船主、荷主会社、代理店等

エ 消防訓練

海上火災の特殊性を踏まえた消防訓練（陸上部、海上部、船舶上）を、関係者と協力して実施する。

オ 応援体制の整備

岩国海上保安署等海上災害に関する機関及び事業所並びに他市町等との間の応援体制の充実強化を図っていく。

3 市（水産港湾課）、県

港湾区域内、漁港区域内等において災害防止を図るため次の対策を推進する。

- (1) 港湾・漁港施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。
- (2) 消火、救難、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。
- (3) 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握しておく。
- (4) 重要な所管施設の構造図等の資料を整理しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- (5) 海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

4 事業所

荷受人、荷送人等の事業者は、係留中の船舶等による災害発生防止のための措置を講じる。

(1) 係留船舶の火災爆発防止

- ア 危険物積載船舶の荷役及び停舶については、港長の指導・監督のもとに安全管理体制を整備するとともに、荷役基準を定め災害発生の防止に努める。
- イ 二次災害発生の防止のため、タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材の配備を完全に行うとともに、監視体制を強化し、油流出の防止に努める。
- ウ 危険物を積載した巨大船の着桟に際しては警戒船を配備し、近接する船舶の監視を行う。

(2) 通報連絡体制の整備

災害発生時等における、関係機関（海上保安部・署（港長）、消防機関、港湾管理者等）への通報連絡体制の確立を図る。

5 臨海石油化学工業地帯の防災体制の強化

臨海工業地帯における防災活動については、海上保安署、関係消防署、自衛消防機関の相互協力体制の整備強化、化学消防力の整備強化、消防艇、巡視船艇の増強及び消防装置の強化の推進を図るものとする。

第2 危険物等の大量流出対策

油、有害液体物質等の海上への流出・排出等に係る防止対策については「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」（以下「海防法」という。）により各種の規制がなされている。

また、油の流出に係る海洋汚染防止への対応については、「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成9年12月19日閣議決定）」及び海上保安庁が作成した排出油防除計画が策定されており、必要な対策が推進されている。

防災関係機関は、市内沿岸及びその地先海域においてタンカー及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故により、大量の油の流出や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため必要な対策を実施する。

1 情報収集・伝達体制の整備充実

油汚染事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、市、消防機関、海上保安部・署、中国・九州地方整備局、県、警察等関係機関は、早期の情報収集ができるよう情報連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

2 対応体制の整備

(1) 応急活動体制の整備

- ア 海上保安部・署、海運支局は職員の非常参集体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。
- イ 中国・九州地方整備局は、港湾建設、海岸保全施設等との海上災害発生に対応する活動体制の強化を図る。
- ウ 市及び県は、海上災害発生時における応急活動体制の強化を図る。

(2) 連携協力体制の確保

- ア 岩国（周東・大竹）地区排出油防除協議会の強化
- 油・危険物の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、現在、関係

機関、団体、事業所を構成員とする「岩国（周東・大竹）地区排出油等防除協議会」が設置され、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。

イ 連携協力体制の確保

油汚染による動植物等の保護、環境保全等への対応も必要となることから、関係機関は必要な体制の整備に努めるとともに、関係機関相互間、関係団体等との連携協力体制の確保に努める。

3 関係資機材の整備

- (1) 国土交通省令で定められた船舶所有者及び施設の設置者は、海防法に基づき排出油等の防除措置の実施に必要な資機材を船舶内及び施設等に備え付ける。
- (2) 海上保安部・署、中国・九州地方整備局は、油汚染事故への対応を迅速・的確に実施するため必要な資機材（船艇、オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の充実を図る。
- (3) 市及び県は、排出油等から保全すべき施設・設備・海岸等を検討し、必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の整備充実を図るとともに関係機関を指導する。

4 訓練等

海上保安部・署、県、市（消防機関）、関係事業所等が相互に連携し、危険物等の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を年1回以上実施し、必要な技術の習得等に努めるものとする。

5 指導及び普及啓発

海上保安部・署、海運支局等関係行政機関は、関係者に対して講習会、訪船指導等を通じ、危険物等の大量流出事故発生の防止及び事故発生時の対応等に関する指導を行い、これを通じて海洋環境保全に係る思想の普及啓発を図るものとする。

第3 協力支援体制の整備

関係機関、事業所等は、海上災害の防止・防除活動の迅速円滑な対応を図るため、従来から関係者相互間で協定等を締結してきているが、さらにその充実を図っていくものとする。

第2節 航空災害予防計画

市の主な担当	危機管理課、消防本部
--------	------------

市には岩国飛行場が所在している。この飛行場及び周辺地域における航空機災害防止については、それぞれの機関においてその使用形態に応じた災害防止対策が講じられている。

第1 航空災害予防対策

1 消防力の強化

化学消防車、化学消火薬剤等の整備充実を図る。

2 各種計画の策定

消防計画等において、航空機災害に関する消火活動、救助救急活動等に係る災害応急対策についての計画を策定するものとする。

3 消防訓練の実施

人命救助、火災鎮圧等実践的な訓練を飛行場管理者等と協力して行い、必要な知識、技能の習得に努める。

4 消防相互応援協定

航空機災害に際して円滑な消防活動を実施するためには、隣接市町及びその他関係機関とあらかじめ災害応急対策に関する協定等の締結を図っておくものとする。

第2 石油コンビナート地帯における航空事故による産業災害の防止

1 石油コンビナート地帯における飛行制限

(1) 民間機並びに防衛出動、治安出動及び災害派遣を除く自衛隊機は、石油コンビナート地帯の上空を離着陸する場合を除いて、航空法施行規則第174条に定める最低安全高度以下の高度で飛行してはならない。(昭44.6.4空航第213号運輸省航空局長通牒抜粋)。

(2) 空港事務所は、航空法施行規則第174条第1号イの規制について、航空関係者が周知して厳守するように指導する。

2 高度制限違反航空機の監視体制

(1) 化学工場を有する当市は、同地帯の上空を飛行する航空機の高度を記録するための航空機監視設備を関係企業と協議し設置するものとする。

なお、現在設置されている監視設備は当市関係としては、和木町役場にある。

(2) 違反する航空機を発見した場合には、直ちに電話により進入、旋回、退出方向、推定高度、機体番号その他の参考事項を広島空港事務所(広島県三原市本郷町善入寺平岩64番34 電話0848-86-8185)に通報し、併せて県防災危機管理課へ連絡するものとする。

(3) (2)の通報を受けた広島空港事務所は、違反者に対して厳重な注意その他適切な措置をとる。

第3節 陸上交通災害予防計画

市の主な担当	地域交通課、道路課
--------	-----------

第1 道路

一般県道・市道・都市街路の整備は、国道や主要県道など幹線道路に比べて立ち遅れているが、日常生活に密着した生活道路としての役割を重視して、その整備を進める必要がある。また、これから道路交通網の整備は交通安全の立場から例えば、分離帯、自転車歩行道、安全な歩道、沿線緑化など積極的に整備を推進する。一方では、長距離輸送バス、トラック、ダンプカー等の運転者の労働管理を改善、指導し、運転者の過失、車両の整備不良等による交通災害を防止する。

第2 鉄道

市内の鉄道は、山陽本線、岩徳線及び錦川清流線（錦川鉄道株式会社）であるが、マイカー利用を基本とした生活スタイルの定着等により鉄道の利用者が減少している。

1 ポスターの掲示、チラシ類の配布

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要があるため全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行うよう努めるものとする。

2 運行管理体制の充実

事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。

3 適性検査の実施

乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の実施に努めるものとする。

4 線路防護施設の点検

土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。

5 検査精度の向上

新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。また、鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

6 無線設備又は災害時優先電話の整備

事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。

その際、電気通信事業者の協力を得るよう努めるものとする。

7 旅客の避難等

事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携に努めるものとする。

8 防災訓練への積極的な参加

事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関、消防機関を始めとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

9 施設、車両の構造図等の資料整備

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努

めるものとする。

10 路防護施設の整備

路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに線路防護施設の整備の促進に努めるものとする。

11 運転保安設備の整備・充実

列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。

12 総合的な調査研究

事故災害の発生後、その徹底的な原因追及を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察機関、消防機関等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。

13 事故災害の再発防止

事故災害の原因が判明した場合には、施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

14 施設の近代化

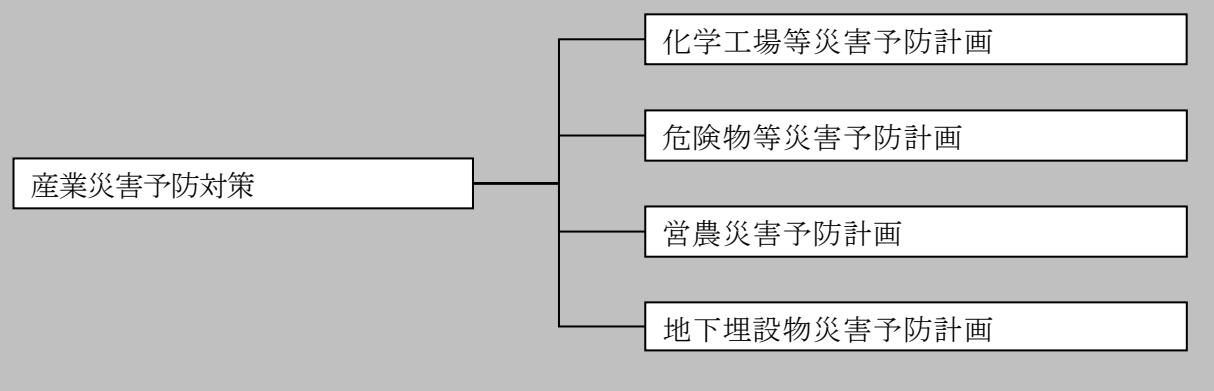
鉄道は、増大する輸送需要に対処するため、輸送力の増強、施設の近代化及び輸送方式の改善などの整備を促進する。

- (1) 新幹線を軸とした交通体系の整備を図る。
- (2) 通勤通学輸送の強化を図る。
- (3) 貨物輸送の近代化を図る。
- (4) 地域社会との調和を図る。

第21章 産業災害予防対策

化学工場等における火災、爆発、ガス漏洩等各種産業災害について各防災関係機関がとるべき災害予防対策について定める。

●施策の体系



第1節 化学工場等災害予防計画

市の主な担当	危機管理課、消防本部
--------	------------

第1 化学工場等保安対策の基本

化学工場等における火災、爆発、ガス漏洩等の各種災害の未然防止について、関係企業においては企業経営のすべての分野にわたって安全第一主義を徹底させるため、次に掲げる事項を基本方針とした予防対策を実施するものとする。

1 保安管理体制の強化

(1) 人材の配置

保安管理部門には、専門知識を有する人材を配置する。

(2) 権限の強化

保安管理部門は、製造部門、保全部門に対する指導、助言、勧告が適切に行えるよう組織上の権限を強化する。

(3) 保安体制の強化

国及び地方公共団体は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、化学工場等における保安体制の強化を図るものとする。

2 設備管理体制の強化

設備管理が円滑に推進できるよう保全部門を強化し、設備保全に関する基準の明確化と機器の老朽化の防止を図る。

3 運転管理体制の強化

- (1) 現場責任者の資質の充実を図る。
- (2) 各直の責任者を決定し、定常作業、緊急作業時に適切な措置がとれるようする。
- (3) シャットダウン時やスタートアップ時には、管理職が現場において指揮を行うものとする。
- (4) 新技術による新規設備については、通常運転が定着するまでの間は技術開発部門からの応援を行うものとする。
- (5) 誤操作や必要作業の懈怠防止等のため、ダブルチェック、指差呼称、報告確認等を励行する。

4 保安教育・訓練の強化

幹部及び従業員のきめ細かな保安教育・訓練計画をたて、定期的かつ効果的に教育及び訓練を実施する。また、その結果を常にフォローして的確な効果測定を行うものとする。

5 各種基準類の検討

- (1) 定期的な見直し

各種基準類は定期的に見直し、特に異常時における措置については適切な判断が行えるようにする。

- (2) 周知徹底

各種基準類については関係従業員に周知徹底を図る。

6 施設の安全性の確保

- (1) 複数進入経路の確保

市・県及び事業者は、化学工場等において災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到着できるように複数の進入経路の確保に努めるものとする。

- (2) 用途地域の都市計画決定

市は、建築物用途の混在を防止するために、用途地域の都市計画決定を行うよう努めるものとする。

- (3) 原因の徹底究明

市、県、国及び事業者は、化学工場等において災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い化学工場等の安全性の向上に努めるものとする。

7 各種データの整備保全

市、県、国及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2 自衛防災組織の確立

関係企業は災害の予防及び応急対策を推進するため、あらかじめ企業内部において自主的に防災組織を編成し、常にその整備強化に努めるものとする。

1 企業内防災組織の業務

- ・災害時における統括、指揮に関する事項
- ・災害情報の収集に関する事項
- ・災害対策要員の非常招集に関する事項
- ・消火作業等応急措置に関する事項
- ・消防機関、防災機関、関連企業等への出動要請、応援要請、災害状況の通報等に関する事項
- ・一般作業員の避難誘導に関する事項
- ・災害現場周辺の警戒、警備に関する事項
- ・負傷者の応急救護、収容に関する事項
- ・応急資材の調達支給に関する事項
- ・報道関係者、来訪者等の応接に関する事項
- ・その他必要な事項

2 企業相互間の連携体制の強化

関係企業は、平常時における予防対策の推進並びに災害時における応援協力体制の確立のため、連絡協議会等を設置して、企業間相互連携体制の整備強化を図るものとする。

(1) 平常時における連携体制の整備

- ア 組織の整備
- イ 平常時における連絡協調
- ウ 資料等の相互交換に関する事項

(2) 災害時における相互応援体制の整備

関係企業は、災害時において必要に応じ相互に応援するものとする。この場合相互応援措置の円滑なる実施を図るため、あらかじめ応援協定の締結等を通じ、合意若しくは確認しておく。

第2節 危険物等災害予防計画

市の主な担当	地域医療課、錦中央病院、美和病院、環境保全課、消防本部
--------	-----------------------------

第1 石油類等の災害予防対策（消防法第10条、労働安全衛生規則第2編第4章）

製造所、貯蔵所、取扱所の危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう措置する。

第2 火薬類の災害予防対策

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取り扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止する。

第3 高圧ガス等の災害予防対策

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱い及び消費並びにボイラ、圧力容器の製

造及び取扱いを規制するとともに、高圧ガス保安協会、山口県高圧ガス保安協会、日本ボイラ協会等による高圧ガスの保安、ボイラ、圧力容器の安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高圧ガスによる災害を防止する。

第4 ガス工作物、ガス用品の災害予防対策（ガス事業法）

ガス事業者に対し、ガス事故報告に基づきガス事故再発防止のための行政指導を行う。

第5 電気工作物、電気用品の災害予防対策

災害予防措置としては、電気設備技術基準と防災業務計画により、地理的条件等を考慮して設計、建設及び保守の面にわたり対策を講じており、また、台風の来襲、洪水のおそれなど非常災害が予測される場合は、必要に応じ適切な予防措置をとり、災害の未然防止又は拡大防止に努める。

第6 放射性物質の災害予防対策

放射性物質の使用、販売、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び汚染されたものの廃棄、その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止する。

第7 大気汚染物質による災害予防対策

ばい煙の排出基準の遵守状況の監視指導を行うとともに、特定物質についても、事故時等により人体に重大な危害を及ぼすことがないよう予防措置を実施する。また、環境大気汚染の主要物質である硫黄酸化物等について自動測定器による常時監視を実施する。

第8 毒物劇物の災害予防対策（毒物及び劇物取締法第11条）

製造所、取扱所等の施設の構造及び設備について飛散、流出等の事故防止の措置を行う。

第3節 営農災害予防計画

市の主な担当	生産流通課、農林振興課
--------	-------------

第1 農地防災事業の整備対策

洪水、高潮、土砂崩壊、溢水等に対して、農地、農業用施設等を防護するため、湛水防除、ため池補強、農地保全、海岸保全等の対策を防災事業長期計画に基づいて実施するものとする。

1 湛水防除事業の促進

豪雨時の湛水による、農地、農業用施設、農作物等の被害を防止するため、湛水地域に対し湛水防除の調査計画をし、湛水防除事業の実施を図る。

2 ため池等整備事業

農業用ため池の堤体、樋管等が老朽化し、速やかに施設の補強を要するもの及び立地条件等からみて適切な維持管理を行う必要のあるため池について、ため池等整備事業を進め

る。

3 農地保全事業

豪雨等の災害による農地の被害を防止するため特殊土壤地帯、急傾斜地帯の農用地を対象に災害を防止するとともに農地の流亡防止のため農地保全事業の実施を進める。

4 海岸保全事業

高潮及び侵食による被害から海岸を防護し、もって国土保全に資するため、農林水産省所管海岸保全区域について海岸堤防の整備を図る。

第2 防災営農指導対策

各種の気象災害による農作物等の被害を防止するため、関係機関・団体と連携し、気象災害の発生が予想される場合は、技術的防止対策の周知徹底を図るとともに、気象災害が発生した場合には、すみやかに被害実態を把握し、必要な技術指導を行う。

災害常襲地域又は異常災害が発生したときは、それぞれの地域の特性と発展の方向に応じ、水稻、野菜、花き、果樹、飼料作物、畜産等の作目ごとに必要とする防災営農方式を確立する。

第4節 地下埋設物災害予防計画

市の主な担当	危機管理課、消防本部
--------	------------

第1 目的

地下工事現場における地下埋設物施設に係る大規模な事故の発生を未然に防止し、二次災害の拡大を予防し、沿道住民及び通行者の安全確保を図る。

第2 工事現場安全性管理体制の確立

1 安全管理組織

組織図を作成し、責任の明確化を図る。

2 現場責任者の指定

責任者を指定し、現場における工事の施工に関して指揮をとる。

3 非常事態における緊急措置

緊急時における分担区分と動員計画を確立する。

第3 安全対策

1 工事施工に係る安全対策

工事施工にあたっては、道路法、道路交通法、消防法等その他公署からの命令事項を遵守して工事を行うよう義務づけ、なお、工事施工者においても監督を行う。

2 地下埋設物管理者との協定

地下埋設物については、各管理者と協定又は承認書等を取り交わし、安全の確保に努める。

なお、工事については、試験掘等を行い、その位置を確認し、埋設物（特に電気・ガス・通信）に接近した場所での作業は、各管理者の立ち会いを求める等の措置を講じ、安全の確保に努める。

3 他の施工工事との連絡協調

道路管理者主催の調整会議、企業者間打合せ会議等において工事について十分、打合せを行い工事の施工中においても連絡を密にして協調を図る。

4 沿道住民への通報体制

緊急時において、現場内の非常ベル等をならして作業員に知らせるとともに、広報車やハンドマイク等により沿道の住民に周知させる。

5 各種防災用具の着用又は備付場所の標示

消火器、ガス検知器等の防災器具、各種標識類はもとより、防火用具の着用、ガス検知器等の携行を請負業者に義務づける。

6 工事現場の巡回、点検

工事現場は、常に巡回を行い、保安設備等の点検を行い、不十分なものについては、速やかに改善等の措置を行わせる。

7 応急資機材の確保

必要な資機材は、現場近くに準備し、緊急時に備える。

8 防災訓練の実施

工事の進行に伴い、予想される災害を想定して関係機関と合同による防災訓練を実施する。

9 土木建設関係者に対する周知

土木建設関係者に対して、建設工事の際の電気・ガス・通信施設による災害を防止するため電力・通信ケーブル及びガス管の敷設状態、埋設深度、材質等ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、電気・ガス・通信事故防止にあたっての注意事項の徹底を図る。